

して、国内の生産量が大体合つて来た。むしろ少し余分に国内生産が出来るようになって来たといふことから、統制を撤廃して来たのであります。併しながら肥料という商品の特殊性から、全然自由といふことも困難だといふことから、余つたものの輸出については自由にするには許さないので、政府の許可を受ける。而も政府内部においても、通産大臣が許可するときには、消費部門を担当する農林大臣の同意を得てやるというふうなことで統制は撤廃しましたけれども、そういうふうな制度を続けて来ているわけでありまして、そこで二十五年八月から昨年の夏頃までは大体そういう制度で実行して参りました。特に著しい問題はなかつたのであります。というのは、国内の販売価格よりも常に五ドル乃至十ドル高い価格で輸出ができたのであります。これは問題なかつたのであります。去年の秋以来、いろいろ原因がありますが、国内の販売価格よりも相当低い、安い値でなければ輸出ができない。種々の原因があります。詳しくことは御質問によつて答えますが、輸出は安くしなければいけないといふことに當面いたしました。国内の農民側とすれば、そんなに安く売れるのであれば我々にもその値で売つてもらいたい、国内の値を下げてもらいたいという先ず要求が出たのであります。無理からぬ率直な気持だと思つて、いろいろ検討をして見ましたのであります。統制撤廃だと申ししても、常に肥料の価格といふものは、社会的ないろいろ議論の的になるので

ありまして、常にメーカーも或る程度の、自由価格でありますけれども、自衛をして参つておつたのであります。そんなに安い輸出価格で国内で売れるかどうかといふことになりまして、なか／＼それは参らぬのであります。それについてもいろいろ議論がありましたが、だん／＼にわかつたことは、それは、非常に下落した国際相場で国内にも売るといふことは無理だろうといふことはだん／＼わかつて来たのであります。そんなに安売りをして、いわゆる出血輸出をするといふことは、これはやがてはやはりその肥料の消費をする農民に、確安会社の出血輸出の損といふものは転嫁されて来るであらうといふ議論が起つて、そうしてそういうふうな点については反対だといふ議論も起つて来たのであります。そこで政府として考えましたことは、そういうふうになりまして、この際無理な輸出はやめて、国内の需要にミートするだけの生産に行くか、それからこの際出血輸出は強行しても、生産を落さずに、将来できるだけ早い機会にコストの低下を図つて、そうして国際競争に堪えて行く方途を講じて、そのコスト低下によつて国際競争に堪える期間、強行輸出をやる措置を講じて行く。同時にそういうことをやる場合におきましては、国内の消費者に対する悪影響のないように価格の限度を調べて公定価格制度を布き、更に国内の需要量についても、いやしくも不足のないような供給調整の制度を作るといふことを、両方の制度をすることにするのが適當であらうといふ結論に立つて、こういう制度を作つたわけでありまして、

そこで生産のスケールであります。これは御承知のように化学肥料、特に確安の製造には非常に大きな電力を必要とします。電力の開発計画との関連において考慮しなければならぬのであります。肥料対策委員会の開催時におきまして、そういう面と両方眺め合せて、大体五年後の規模としましては、現在確安が二百五十万トン程度の生産を上げてゐるのであります。これを二百五十、六十万トン程度まで上げて行くことは可能であらう、大体そういうことを考えております。そうしてその生産に對しまして国内の需要量であります。これは或る程度年々必ずしも一定ではありません。多少の増減はありますが、大体百六、七十万トンが現状の消費消費であらうと考えます。五年後におきましても、非常に大きな国内の需要増加はないのじやないかといふふうに見ます。現在約五十万トン程度の輸出をしなければならぬ量があります。五年後において大体八十万トン乃至百万トン程度の輸出余力はあるのじやないか。昨日も参考人のかたからも意見がありましたが、東南アジア地区において十分その程度の需要はあるであらうと考えております。

それからこの輸出会社が五カ年間にどういふふうな運営になるかといふことでもありますが、これは今後の世界の国際市場の相場の変動及びコスト低下の実効がどの程度に及ぶかといふことにかかりまして、先の見通しを年次別に今ここで数字的に御説明申し上げますことは困難であります。大体この前の国会にも御説明申し上げましたように、製造設備の近代化、合理化等によりまして私どもとしては六ドル程度のコストの低下ができるというふうな考えておるのであります。そうして電力の増強に伴ひまして、操業度の向上を二百五十万トン程度から二百五十、六十万トン程度、約二割の操業度の向上によりまして四ドル乃至五ドルの低下が期待されるのであります。更に私どもとしては石炭の合理化と申しますか、石炭のコスト低下の方策を別途通産省といたしまして考えておるのであります。それによる確安のコスト低下も三ドル乃至四方法によつては五ドル程度の低下ができるのじやないかといふふうな考えて、昨日の参考人の御話の、この輸出会社ができるがために有利に輸出を、技術的に商売の仕方を有利にして現在より幾ら安くと言いますか、有利に輸出し、輸出の損をどの程度軽減するかといふような点は私どもとして甚だ困難であります。そういうことは無論あるかと思つておられますが、私どもとしてはそういう点は計算上によつておるものであります。大体コストを十三ドル乃至十五ドルは今申上げましたようなことから軽減できるだろう、こういうふうなことを考えておるのであります。そうして大体合理化計画を五カ年計画といたしておりますけれども、大部分は、八、九割までは三カ年計画でやりたい、こういうふうなことをおぼして、初め二、三年はまだ相当の赤字を覚悟しなければならぬであらう。併し漸次合理化の進むにつれて輸出による利益を期待し得て、最後に経営ができて行くのではないか、大体そういうふうな見込を持つておるのであります。

○西田隆男君 総括説明は、大体昨日の御意見と同じようなことでわかつておるのですが、一つ具体的に細かな点を聞いて見たいと思ふ。

第一、昨日私が非常に注意を喚起されましたのは、今御説明があつた二百三億の投資をすれば七ドル安くなる、これは輸出価格が七ドル安くなるともれたのですが、それは大体全日本の確安の生産量に對してトシ当り七ドル安くなるのか、或いは輸出される五十万トンに對してトシ当り七ドルだけ安くなるのか、これが昨日はつきりしなかつた。これを一つどつちなのか御説明願ひたい。

○説明員(榊手操六君) それは昨日の参考人のかたの説明が不十分でしたが、コストでですね、トシ当り全体のコストの平均七ドルという意味を参考人は言つたと思ひます。私が今六ドル弱と申したのは、五年後に二百五十、六十万トンの生産ベースに達した場合において二百五十、六十万トンが現在より平均六ドル程度のコストが下つて来るであらうといふふうに見ておるのであります。

○西田隆男君 そうしますと、日本の全生産量がトシ当り七ドル下るといふことになれば、日本の確安の国内販売価格といふものもやはり七ドルだけは下げて販売ができるわけですか。

○説明員(榊手操六君) コストがそれだけ下りますれば、国内には無論それだけ下げて販売してもペイするわけでありまして。

○西田隆男君 そうすると、今五カ年と言ひ、三カ年と言われておりますが、七ドル下るといふのは二百三億という投資が終了したときのことを想定

しておるものから、年次の、これを会社へ投資を始めた、そうすると初年度には幾ら安くなる、次年度には幾らで販売される、三年目には何ドル下るといふような何か数字的な根拠によつて、この七ドルというの出しておられるのですか。政府当局はそういう数字を持つておられるのですか。

○説明員(柿手操六君) 一応の最終目標は計算をいたしておりますが、年次別には、これはこれから初年度に幾ら、次年度に幾らということの実際のプランがでるのであります。一応の私どもの手許で推定したものはございまして、非常にがつちりした計画はまだ出ておらんのでございまして。

○西田隆男君 国家資金を投入するの、会社に金を貸すのか知りませんが、いづれにせよこの資金不足の状態から、二百三億という投資をするといふことになれば、その消費者の農民諸君にも初年度は幾ら安く国内に販売できる、次年度は幾ら安くします、三年度で完成した場合には七ドル分だけは消費者農家に安く肥料がやれるのだといふような点をはつきりさせなければ、いづれにせよ議論が起きて来て、たゞメーカ一だけに利益を与えるのではなからうかといふことで、反対せんでもないの、その理由をさる原因を作ると思ふのです。そういう点が今までも私は肥料の助成みたいな金が出る場合に、必ずしも明らかにされてない。そうして昨日も白川君が言つておりました、メーカが責任を持つてない。従つて投資したあとの価格というものが、必ずしも法律を説明されることのない状態を下つてないといふことに對して、我々も非常に困るのですが、

国民大衆は、特に密接な関係にある消費者は、非常な不安と不満を持つていて思ふ。こういう点を法案審議の過程においても少し計画的にはつきりさせてもらいたい。これは政府に要求するだけであつて、昨年のメーカのかたたちも、参考人として呼ばれて以上もう少し自分たちの仕事を国民に理解してもらふという建前から、ただ自分たちに都合のいいことだけ言わないで、もつと言つてもらいたいと思つたのですが、そういう点を、業界の考え方も悪いと思ふのですが、それはやはり監督官庁である各官庁が指導され、是正せられ、納得の行くようなことを数字的に、計画的に説明して納得させる状態に置いてもらいたいと思ふ。それが一つ、それから輸出会社がある場合、これは今の問題と関連があると思ふのですが、輸出会社が生産会社から輸出する確安を買取る価格は何か基準になつて買取るのですか。

○説明員(柿手操六君) これは確安需給安定法のほうで、政府は生産業者の生産費について報告を求め、更に必要があれば直接工場、事務所等に参加していろいろ調査をいたします。生産費がどうなつてゐるのかといふことを法律的有権的に政府はそれを調査いたします。その調査に基づきまして国内の販売価格を公定いたします。その公定価格で輸出会社が買取るというふうに運営するつもりであります。

○西田隆男君 そうすると、さつきの七ドル生産費が低減されるということと密接不可分の関係にあるわけですね。投資はしたがこれを頭の中に入れておいて、又実際の生産費だけ、数字で挙げ

たものだけ計算する、まあ肥料審議会で作つた輸出の価格があらましたね、ああいうふうな恰好で価格が決定されることになれば、生産費が安くなつただけは安く国内に販売する、その価格で輸出会社は肥料を買取つて、そうして海外に輸出するということになるわけですね。

○説明員(柿手操六君) そうであります。○西田隆男君 そうすると、今の七ドルの生産費が安くなるということとはこれは非常なウエイトを持つて来るわけですね、肥料の価格をきめる場合は……。

○説明員(柿手操六君) その通りであります。○西田隆男君 そんならなお更にこれに対する調査なり計画なり、それがあつたのほうではなからうかといふこととですね。これは一つこの法案の審議の過程において数字的に考えなつておることを資料として出して頂きたい。

○説明員(柿手操六君) それはこの前も申し上げましたように、最終目標をそういうふうな考へておりますが、年次別に計画を一応想定いたしますれば、その七ドルは初年度は何ドル引下げ、二年度は何ドル引下げといふことをいろいろ想定いたしますとできるものであります。我々の手許でできるだけそういうものを想定した経費の内容も一つお示ししたいと思ふのであります。

○西田隆男君 それからもう一つお尋ねしたいのは、さつきあなたは年産現在二百五十万トン程度だ、これを五年後に二百五十万トン乃至二百六十万

トンに生産を殖やしたい。結局国内の消費量は百五十万トン、だから百万トンぐらゐは輸出をするのだといふお話があつておりました。日本の確安を輸出する地域、その地域の確安の消費量と世界の消費量のお話がつきされておつたようですが、それとの関係が、日本で百万トンの国際価格と変りないような程度に生産ができるようになるかと仮定して、百万トンの輸出を測されるかどうかの問題が又一つ大きな問題だと思ふ。その点についての政府の考え方をもう少し詳しく説明してもらいたい。

○説明員(柿手操六君) その問題につきましては、この前の国会に資料を差上げてある中に、東南アジア地区における確安の消費の見込量という資料があるはずであります。それをちよつと御説明いたしますと、インド、パキスタン、セイロン、中国、台湾、北鮮、南鮮、フィリピン、蘭領インド、ビルマ、インドシナ、香港、タイといふ程度の需要量が、これはいろいろな資料で必ずしも一定しておりませんが、百五十万トン程度と見ておるのであります。そうしてその地域のいづれに肥料工場の現在の或いは計画のもの等を見まして、大体そのうち四、五十万トン見当はそれからの地区で将来自給するのじやないかといふふうに考えられますので、それらを差引きますと、百五十、六十万トン程度の要輸入量といふものが見込まれると見ておるのであります。それを地域別に申し上げますと、インドは十九万トン、パキスタン三万トン、セイロン七万五千トン、台

湾三十五万トン、朝鮮は南北合算すると、北鮮は極めて僅かで五万トン程度と想定しております。北鮮、南鮮五十五万トン、フィリピンは十二万五千トン、蘭領インド五万五千トン、ビルマ四万トン、インドシナ三万トン、香港十

万トン、タイ一萬トンといふ程度のことは価格の点勉強すれば需要があるといふふうに見ておるのであります。そのうち八十万トン乃至百万トンは……、これはどう見ても日本の非常な至近な地域であります。欧米に比べて運賃の差が相当あります。昨今非常に船運賃が下つておりました。運賃の有利さが非常に減つておるのであります。これが一つの日本の輸出が困難になつた原因であるのであります。去年の春頃までは大体西歐あたりから二十ドルくらい高かつた地域であります。それに日本からは三ドル乃至五ドルで行ける地域で、相当有利な地域でありますので、将来の船運賃がどうなるかはつきりわかりませんが、とにかく地理的に相当な有利な地域であると思つて、コストの低下について努力をいたせば輸出についてそう悲観すべきでもないだらうといふふうに考えております。

○西田隆男君 現在の日本の確安製造会社の中で、現在の優秀であるものと優秀でないものがあるでしょうね。優秀な企業で今の国際価格に匹敵するよううな生産原価で生産している会社がありますか。あるとすれば幾つくらいありますか。

○説明員(柿手操六君) これは優秀、優秀でないといふことは主として製法の違い、それから原料の、まあ電気であります。自家発電所を持つておるか、持つていないか、これは水力電気

のことでありますが、そういう発電所を、戦前ずつと物価が安いときに開発した発電所を持っているか持っていない

いかによりました。相違な差はありません。併し昨年の秋以来というものは非常に国際相場が下りまして、六百円合合というようなのがあつたのであります。そういうような値段では今あるものも、その確実、条件のいい、今言いましたもの、自家発電所を持つておるようなものでもあつても、そういう価格では引合わなない。こういうふうに考えております。

○西田慶男君 国際価格がべら棒に下れば引合わないと、こう言つておるのですが、日本の硫酸製造会社の中で優秀なものと、然らざるものとの一トシ当りの生産原価の開きは一体どのくらいあるのですか。

○説明員（柿手操六君）これは現在のところでは各社のコストは私どものほうでは法律的にはとっておりませんので、まあはつきりとは申上げかねるものであります。今年の二月頃肥料対策委員会でもコストが問題になったときに、

藤山委員から平均コストをお出しになりました、更に又、各社別には出さな
いけれども、一番高いグループ、一番
低いグループ、その中間と、三つのグ
ループに分けての資料の提出があつた
のでありますが、それによりますと、

高いほうのグループが九百八十円で、一番低いのは八百九十円、中間が九百四十円、一呎九十円、トンに直しまして二千五百円ぐらいになります。

○西田隆男君 この上、中、下の生産数量は大体どのくらいですか。

○説明員(柿手操六君) 二千四、五百
円の差があるということでありま
す。生産數量のウェイトは、一番
安いほう

が二四％であります。一番高いほうが約一五％、真中の平均のところが一％というふうになつております。

○西田隆男君 この生産費の高下が非常にありますが、なぜ生産費が高いかという大ざっぱな説明ができますか。

○説明員(柿手操六君) これは、この
ときの調べは、昨年の九月乃至十一月
当時の実績を基にして、それを各社が
提出したものでありまして、先ほど申

上げましたように、硫安は非常に電気を余計計う事業でありまして、季節的な電気の供給の事情によりまして、非常に操業度も変つて来るのであります。従つて、そういう短期間の状態を出したのでは、なか／＼年間全体の実

態を現わすのに必ずしも適當でないといふのでありまして、この結果からだけ見て、どうしてAグループがこんなに安くてCがこんなに高いかということについての的確な判断ができないのであります。まあ概して言えますと、

電解法のほうが、石炭法、ガス法に比べてコストが安いということは言えると思います。大体現在の生産量から申しますと、電解法が三割五分乃至三割、ガス法、石炭、コークス法のほうが七割乃至七割五分という程度であり

○西田隆男君 政府側としては、こういう生産原価に非常なまあ差があるのですが、この差のあるものに対して、投資を二百三億されるということなんで、

すが、生産設備の非常に高いものを非常に安いところまで持つて来るために、常には安いところまで持つて来るために、もやはり投資されるのですか、或いは優秀な設備を持つて非常に安く上げておるところになおより安く上げるため

に投資をされるお考えなんですか、これは一体どういうふうなお考えなんですか、生産会社のほうでこういうこと

をしたいという計画を鶴呑みにされてそのままやられるのですか、或いは政府側で計画的にこれとこれとこれ、これはよろしいから、これをもつと生産

原価を安くさせるという観点から二百三億という金を投資されるのですか、そういう点をもう少し詳しく御説明願いたい。

○説明員（柿手操六君） この二百三億の問題であります。これは總体で二百三億程度の合理化を考え、肥料対策委員会におきまして審議いたしました。

ときに、各工場別に二百三億程度の総設備資金でやるのが適当であろうというふうに御審議願つたのであります

て取上げるべき工事は百六十億くらいなものと考えてよからうと、而してその百六十億の中でも、全部国家資金の供給を考へなくとも、大半その半額の

八十億程度の国家資金……、結局開発銀行の融資ということになるのであります。……を考えればいいだろうといふところで考へておるのではありません。

うして、その百六十億の国家資金融資対象工事の主なるものはどういうのかと申しますと、結局電気の料金は世界の

の各自に比較いたしまして日本は大体
高くない。電気料金については、現状
そう高くないのであります。石炭、
コークスにつきましては、日本は御承知

のように諸外国に比へまして相対的高
でございます。日本が国際競争に相当
の不利を持つております原因の一つ
が、やはり石炭、コークスの高いとい
うことが原因であるのでありまして、

大体硫安一トン当り平均石炭ヨークスを、石炭に換算いたしまして、方法によつて違いますが、大体硫安一トンに

石炭一トンというものを使うのでありまして、相当生産費の中で大きな部分を占めておりますから、この合理化につきましても、石炭法の石炭費の節減

という方向に主として集中いたしました。たとえば石炭法における水素原料の製造におきましては、いわゆる原料炭を品質のよい石炭、日本で割と生産量

の少いよい石炭を原料にしなければ水素の製造が困難であるというのが現状であります。が、いわゆるコッパース法によりまして、常磐の炭の而もすそ

備で物ができるところを、同じ二〇%というような増産対策、生産方法では、これは国民は納得しませんが、やはり企業社会を重点的に考えてという非難を受けても仕方ないという結論になりそうですが、そういう点は政府当局はもう少しお考えになつて、みんな納得する形で、確実な生産増強なり、或いは単価の切下げなりをされるというような観点に立つての御方策を、何とかお考えになる御意思がありませんか。

○説明員(柿手操六君) これは公定価格がどういふ点でできるかという点に關連があると思つておられますが、この前の国会において御質問があつたことを申上げますと、仮に二百五十万トンの生産ができた場合においては、全会社がコストの上でペイするような価格をきめるということは考えておられないのであります。二百五十万トンの生産があまります場合には、生産費の安い工場から……、国内で需要いたします数量、仮に百七十万トンなら百七十万トンとしますと、それから異常な生産減、或いは需要が伸びたために百七十万トンの見込んだ数量が国内の農民に支障を来たすということはあります。それに備えるために約一割程度のリザーブをして目標をきめようということにしておりませんが、その量を加えたものを目標にして見て、その程度までのコストを取上げて見て、その加重平均で価格をきめて行くというふうな考えでおりまして、非常に高いものをきめて全部賄うような価格はきめないで行くという方針でこれを考えております。

○西田隆男君 私の方針でいることを裏から言い換えますと、仮に輸出会社ができませんね。輸出会社ができませんで、国内の生産と輸出と二つに分けるわけですが、この上、中、下の生産原価の差異のあるものが、国内価格が幾らにきまらなかわかりませんが、今の御説明では、一番高いものにはきめないのであるという御意見のようですね。従つてプールのしたような価格ができるのです。すると生産原価がプールよりも、上廻つておる生産会社、これは国内で売つても、輸出をしても、どちらにしろ損をせねばならぬという結果になりますね。従つて国内は百七十万トンの消費があるという話ですが、生産されたものを百七十万トン国内で売らぬ、売らぬものは、これはもう生産数量に比例するかどうかして、按分的にされるのですか。

○説明員(柿手操六君) 今の或る基準以上の公定価格では立つて行かない企業というものは、これはあり得ないとは言えないのでありまして、これはできるだけ各企業が立つて行くように、努力はすると思つておりますけれども、どうしても国内で売らぬ場合も、輸出する場合も、損をして立つて行かないという会社は、これは努力が足りないければあり得ると思つております。

○西田隆男君 いや、そういう抽象的なことではなくて、国内価格が決定されて、その国内価格が決定されている場合、生産原価を上廻る会社は、結局国内では売れない。売れないでもいいわけですね。そうすると今度は輸出会社ができるれば、輸出会社は価格がこれに幾らで買つか、今わかつておりませんが、輸出して損失する奴を輸出会社が買上げるといふことなら、皆

輸出にそれが廻されるということも考えられるわけですね。そういうことにつては、当局として何か方法を考へておられますか。いわゆる生産原価の高い、国内価格にきまつたより以上の国内生産原価でしかできない会社の商品というものは、全部輸出に向けられるという場合も考えられますね。

○説明員(柿手操六君) ちよつと御質問の趣旨がはつきりわかりかねるのでありますが、こういう制度でありまして、たまた国内で売らぬ場合も、輸出会社に売らぬ場合も、値段は同じでありまして、輸出会社に売らぬ場合、国内へ売らぬ場合よりも高く売れるということはないのであります。従つて公定価格以上でなければできない企業は、これは何とか始末をしなきゃならぬというふうなことを考へております。

○西田隆男君 それは何です、輸出価格といふものは、いつまでもいつまでも赤が出ておるといふ場合は、今あなたのおつしやることは通るだろうが、輸出価格のほうが高くなつたというふうな場合ですね、その場合は何ですか、やはり国内価格で決定されたものでしか輸出会社は買わぬのですか。

○説明員(柿手操六君) いや、それは輸出会社がある限りにおいてはそうではありません。○西田隆男君 その輸出会社の上げた……輸出価格が高くなれば利潤が上りますね。その利潤は、輸出価格が安かつた場合の赤をカバーして、余つたものは、それはどうされるのですか。輸出会社の利益になるのですか、輸出会社だけの……。

○説明員(柿手操六君) そうであります。○西田隆男君 一応それで私のはやめとおきましよう。○白川一雄君 今のに關連してお尋ねしたいのです。資料を拝見しておりますが、合理化を、或いは石炭の値が安くなるようにとか、或いは電力が安くなるようにとか、勿論これは原価は安くなるのでございますが、これは生産者の努力しやなくして、他力的なものだろ

うと思つております。そのほかに挙げられることは、金融措置であるとか、或いは金利の引下げ、運賃引下げ、或いは法人税の引下げ、これも製造業者の努力によるものでなくして、国民の納税して初めて実現するものだらうと思つております。そういう点から言いますと、どうしても生産業者として近代設備の合理化と経営の合理化というところに非常に重点を置いてもらわなければならぬ。こう考えますと、昨日からの話でも、工場によつて非常に差があるというのでございまして、これを援助して近代設備にさすという事例は、同じレベルにならずに

するといふことに重点を置いておるのか、或いは合理化したあとで差のあるものは差のあるままにしておくのであるかという点がはつきりわかりません。若しできるならば各工場の現在の生産原価表といふものと、合理化の計画書といふものの資料を頂いて、研究して頂きたいと思つてございまして、一つ私の手許に合理化の計画書といふようなものも、持つておるものもありまして、非常に仮定が前提になつておるものが多いのでありまして、実際にそれを責任を持つてやるところの責任觀念ありや否やといふことについては、非常に疑問を持っていますので、国

民のといふか、国民の援助に基いてやるとするならば、生産業者は合理化の計画に對しては、良心的にも、又現実的にも責任を負う制度を設けまじやないか。或いは例を引いて申しますれば、経営者は全面的に全責任を負うとか何となく、いふ責任制度をつけないで、大きな金額を国が放出するといふことについては、かなりの疑問があるのではないかと。こういうふうに思ひますので、我々の知つておる範囲では、幾ら手を入れ、金を入れ、合理化しても、その努力と投資と比例して、合理化の実を挙げられないところの設備があるのじやないかといふようなものは、早く何か転換するように請めまして、最も合理的に行つておる設備のところを重点的に行かなければ、単に輸出で儲けようとするというくらしいことではなくして、国内の需要の値段が下るといふところに全面的に働きかけなければならぬという点から、その点が当局としては、各工場別にその合理化の具体的方策といふものを、先ず先決にして頂かなければ、末のことが先になつて、根本のところはどうもなおざりになつておるのではないかという感が非常にするのであります。又輸出会社の点も、昨日の話を承りますと、もう単に数人の人だけおる程度の事例で、大して経費をかけんようにするのだといふことを言つておられますが、そんなことでは容易にできるはずがありません。逆又大要案にやつてもらつたものでは、あの交易公団の二の舞を演ずるようなことになつてしまふのではないかと、若し昨日のお話のようならば、通産省に肥料部といふものもあれば、通商局といふも

のもありますので、そこで十分事が足りるのではないか、あえて輸出会社というものをやる必要もないのじやないかという感じが非常にするのでございませうが、その辺について政府のお考えを承わらして頂きたいと思ふのであります。

○説明員(柿手操六君) 各十四社硫酸工場があるわけですが、それらに総花的に事業合理化資金を注ぎ込むのか、或いは重点的にやるのかというお説であります。必ずしも総花的にやると、各社のコストを平均化するということを考えているのじやないのではありません。どの工場でも、現在のコスト低下に役立つ最少の資金で、最も効果を挙げるものという見地から、一応お手許に差上げたような計画をしているのであります。そうしてそれによつて一応のコスト低下の目標を計算してあります。現実にはそのコスト低下の予定を実際の公定価格の面に現わして行くという、いわゆるこの企業をやっているものにこそ責任を負わす制度はどうかというお話であります。これは結局公定価格をきめるときに、相当対策委員会でも非常に議論があつたのであります。厳重な価格のきめ方をやつて行くことが、結局合理化の非常に利になつて来るというふうにも考えますので、公定価格決定の際にそういう点を十分考えまして、恣意に流れないようになつて、公定価格を作つて行くという方法を考えたい。これは輸出機械の問題であります。それから輸出機械の問題であります。これはちよつと先ほど申し上げましたように、結局これは当分出血輸出も覚悟してやらなければならぬという

ふうな状況であります。而もこれはその出血の損失をメーカーにおいて、自主的に処理させる、これを国家で補償するとか、補助金を出すとかがいふようなことは誠にこれを避けて、メーカーだけにこれを負担せしめるという制度をとるべきであらうという対策委員会の結論、而もこれはやむを得ずばその損失を肥料を消費する農民に転嫁するという裏面がありまして、その経理を完全にセパレートする、分離して置く、量的にも経理的にも分離するということ、更にそういうふうにしてしまつたものを、できるだけ有利に外国へ売却するという点からいいたしても、やはりメーカーによる共同輸出体制というものが必要であるように思ふのであります。官庁でそういう事務をとるということは、ちよつとむづかしいのではないかと、いふに考えております。

○白川一雄君 今お話ありましたが、この製造工場というものが、生産の合理化を図る計画とかいうようなものが、商売なんかと違ひまして、会社の運命を決する非常に真剣なものであるはずなんです。そういう意味から、少くとも合理化を図るとするならば、各社において合理化の確信を持つた、又精魂を込め込んだところの計画というものはあるはずなんです。その計画書を資料として各社の計画を頂けんものかというのを要望したいのであります。いろいろ通産省のこの資料を拝見し、或いは工業会の資料を拝見いたしました。非常に合理化の抽象論であつて、この工場にはどういふように持つて行く、あの工場にはどういふように持つて行くという現実の面に關つた

ものがある。我々としてはどの工場がどういふように合理化して行くのかという点がわからないのであります。ただ金融措置の面だけが資料によつてはつきりわかるのでございませうけれども、なか／＼製造工場というものが合理化を図るという事柄は、非常に会社の中の最も大きな、大事な、真剣な仕事であるはずなのであります。その資料は各社別に当然あるはずでないと、こゝにふりかへて考えるのでございませう。私も生産さへ合理化してできるだけ安くできるようにして置けば、あとの事柄は技術の問題で、製造工場である限りは、生産の原価が安くなるというところにあらゆる面が協力して、これを実現するようにするのが第一の問題でないかと、こゝにふりかへて考えるので、各社の合理化計画というものを頂きたい。こゝにふりかへて考えるのであります。

○説明員(柿手操六君) 只今御要求になりました資料の一部は、硫酸工業合理化五カ年計画という資料を一応提出いたしております。更にこれのデータールにつきましてもできるだけ資料を取りまとめ後刻御提出いたしたいと存じます。

○小松正雄君 ちよつと委員長にお尋ねいたしますが、この閉会中にこうして委員会を開かれて、この案の審議を進められなくちやならないということはどういうことですか。

○委員(中川以寛君) それは視察いたします。個所に硫酸工場を見ることがなつておられますので、それまでに一応もう少し勉強をして行きたいというお話がございましたので、特にこれをやつております。然るが故に硫酸の

問題と、電源開発の問題を取上げましたわけでございます。

○小松正雄君 いろいろ先輩各位から御質問がありましたので、私の間わんとするところも承服しましたので、二、三お伺いしたい、かように思ふのであります。先ず政府は多額の金を各工場に援助する、まあ極端に言へばそういうふうには私は考えるのであります。そうして硫酸を生産する目的はどこにあるかということをお尋ねしたい。

○説明員(柿手操六君) 日本の農村に對しましてできるだけ安い肥料を十分に供給したいというのと同時に、安く而も豊富に供給いたします場合は、やはり量産をいたさなければならぬのであります。そのマズプロをやつてコストを下げ、そうしてその余力を以て輸出をいたします。この硫酸工業は原料その他一切の資源と國の労働力によつて生産されるものであります。輸出した場合にはその一〇〇%の外貨が入つて来るというやうな、輸出商品として非常に豊富な商品であります。而も東南アジア地区に相當な需要がありまして、東南アジア地区との通商関係からも又適當な商品であるわけがありますので、国内農村に對しましての農業必需資材を豊富低廉に供給しますと共に、外貨獲得、國際収支の改善に資するために相當の効果があると存じます。

○小松正雄君 そうすると政府は国内で、國民の消費する食糧を増産することとを目的としてこの硫酸の大量生産のできるやうにしようということが目的であるか、或いは又今お話のように諸外國にこの硫酸を輸出して、そうして外

貨獲得を目的としてやるのであるか、どちらですか。

○説明員(柿手操六君) これは両面のことを目的にしておりますが、まあ順序から言へば先ず國內の農業に必要な肥料を安く豊富に供給するということを先に考えて、そうするためにやはり量産をして輸出する、そうして外貨を受けるという、まあ目的は二つあるものであります。順序で言いますか、ウエイトはやはり國內の農村に對する農業生産の必需資材を低廉に供給すること、これが先だと思ひます。

○小松正雄君 そうすれば食糧増産を中心として、大量増産することを目的としてその大量増産ができるために、農業のかた／＼にこの肥料を安く売るといふことを第一の目的としておるといふことに考えていいですね。余つたものは輸出に、第一の目的としては今私が申しますやうに食糧増産ということとを目的として、この硫酸の大量生産をするといふことに私は考えていいかといふことをもう一遍お伺いしたいのであります。

○説明員(柿手操六君) その通りでございます。

○小松正雄君 そうすると今までの、例へば終戦後の硫酸の生産が漸次増加されてある表も昨日見たのであります。食糧増産のために必要である、この硫酸が終戦後漸次増産されてある、この硫酸価格というものが漸次一俵当り幾らかずつこの差額を以つて安く販売されておるかといふことをお尋ねしたい。

○説明員(柿手操六君) 終戦後二十五年八月までは統制をいたしまして公定

価格を決定していただいておりますが、その場合に御承知のようにつつと物価が騰貴いたしました肥料の生産費も上つて参つたのであります。併しながらこれはその物価騰貴に応じて農民に高価な肥料を供給するということは更に食糧を高くいたしますから、二十五年八月までは政府が補助金を出しまして生産者価格から更に低いところで農民に供給するというような方法を講じて参つたのであります。物価があいふうに上りませんでしたらばこういふうな量を産をいたしますと当然に下つたであらうと思つておりますが、御承知のやうな終戦後の物価騰貴の状況であります。補助金を以ちまして農家に高くないように配給をいたしたのでありますけれども、生産者価格が量産にかかわらず一般物価の上昇によりまして生産者価格も上つて参つたのであります。

○説明員(柿手操六君) 二十五年八月以降は、
「委員長退席、理事松平勇雄君着席」

統制を撤廃いたしました、価格の公定をやめ配給のこともやめたのであります。先ほど御説明いたしましたやうな確安の状況になりましたので、輸出につきましても生産者のコストを十分調へまして、そのコストに基いて適正なる価格を公定いたしました。そのやうな価格以上には売らないやうにするという制度を布き、輸出の価格と一応切離しまして生産費から見ても適正な価格で売らせるといふ制度をとつております。

○小松正雄君 この確安生産会社は十四社とこれはまあ言われておりますが、この十四社の各会社は、年次確安操業に伴つて、例えば昨日も白川委員から話されておりましたことと関連いたしまして、こういう工場は国の施策という観点から、国があらゆる面に譲歩されておられる工場が漸次貯蓄をし、その工場は大きくなつて来ておる。又その半面にまあこの農民といふものは食糧増産に従事しながらに、もう一方の手方のほうにもこの実際に食糧増産をさせなければならぬといふ政府の建前が考えまするときに、この食糧の増産をできないやうなふうに進んでおられるのじやないか、かようにまあ考えるのであります。私はこの際この確安が輸出されるやうとするならば、その輸出される価格より一層安く農民にその肥料を販売するやうにして頂きたいと思つておりますが、その点はつきりここで安く売らうやうに

きるといふことが幸いにして当局として仰せられることが出来ますならばお願いしたいと思つております。

○説明員(柿手操六君) お話の通りの事態になることを目標にいたしましてこの制度を作つて、政府としても努力いたしたいと思つておるのであります。昨年の七月、八月頃までは先ほど御説明いたしました通り国内の販売価格よりも五ドル乃至十ドル高く売れておつたのであります。それが去年の秋以来諸種の事情から国際価格が急落いたしました。いづゆる出血輸出という問題から、その出血を将来消費者に転嫁するといふ問題からこういう制度を作らなければならぬ羽目に陥つたのであります。そういう事態に對しまして、こういう制度で暫らくは国際相場よりも高い肥料を農民に、農家に負担してもらわなければならぬいかも知れませんが、ただそれは不当なものではございません。輸出価格に比べて相当廉格なコストによつて公定価格を作つて合理化するが、暫らく我慢してもらふ。そしてお話の通りにコストを低下いたしまして、相当外に高く売れるやうになつて来ますれば、国内には去年の春の前のような状態、販売価格を輸出価格より更に安く売れるやうに期待をしておるのであります。

○小松正雄君 話は又前に戻ります。食糧増産をすることを目的として確安を生産することに對して、各会社に政府はできるだけの援助をしてやつて来て、その余のやうになつて来たものを外国に輸出することになつたと、こういうことであつたと思つておりますが、その余のやうになつたから、ここに輸

出会社といふものを作つて、そうして政府はその輸出会社に対しては何と申しますか多額な金を援助をして……何の方面からか援助をして、この会社といふものを作つて、この会社といふものによつて輸出をする目的のために確安を買占めてしまふ。要するに一つの会社によつて販売をなさしめるというやうなことに相成ると思つております。今日も白川委員が言われたところであり、この会社ごとく安いに高いといふものがある。これを調節をして一定の価格にして輸出しようといふお考えのやうに承わりますが、そういうことがどういふことで一定的な単価になさうとするのであります。

○説明員(柿手操六君) 輸出会社に対して特別な資金的な援助をするという考えは今ありませんが、この会社ができた当分は輸出買入価格よりも輸出価格は当分安いだろう。従つてその損が累積するだろうといふことは予想されますので、その損失に對しては国の融資はしなければならぬと考えております。特別の補助は考えておらんのであります。その負担につきましてはその会社を組織しますメーカーの負担にするといふふうに考えております。

それからもう一つ、この会社が買入れる価格を各社のコストによつて差をつけて買入れるか、一本価格でやるかといふお説のやうであります。これはかかつただけのコストで買上げるといふことにしますれば、むしろ合理化を妨げる結果となるのであります。むしろ一本価格で、その価格の違ひは更に勉強しなければならぬとい

うふうに、一本価格のほうが適當でないかといふふうに考えておるのであります。この買入価格につきましては、国内の価格も一本価格でありますから、この会社が肥料を買入れる場合にも同じ価格で一本で買入をいたしたい、こういうふうに考えております。

○小松正雄君 そうなると、この十四社の中で安いのと高いのとある、それが一本の価格にまとめたといふことになると、コストの高いほうの会社には補助をするとかいふやうな考え方は、一本価格にするためには、うことは考えておけません。コストの高い会社はそれだけ経理が悪くなる。平均よりコストの安い会社はそれだけ経理がよくなると考えております。

○小松正雄君 そこでこの十四社の中で、経済状態或いは経営状態から来る単価コストといふものがどこにがある。そこで安く生産をしておる会社はどうか、或いは又高くなつておる会社は経営方針がどうか、こういうことを先ず考えられまして、安く生産のできる会社のみにとどまるやうにするといふお考えはありますか。

○説明員(柿手操六君) 生産費が安い会社だけに生産をさせて、その高い会社は製造をさせないやうにしたらどうかといふ御質問のやうであります。これは先ほど御説明いたしましたやうに、一番悪い会社もペイするやうな価格を定めるつもりはないのであります。まして、国内で消費される程度の数量の目標を以てその会社の生産費を而もその一番高いところできめるの

ではなくて、それらの会社の又更に平均の原価を元にしてきめるということにするのでありますから、若し高い会社が合理化を怠つておれば、これはこの価格の決定によりまして、そういう会社はすぐではないでしようが間もなく脱落せざるを得ないものができて来ることもこれは止むを得ないというふうに考えております。

○小松正雄君 最後にもう一言お尋ねしておきたいと思ひますが、確安が食糧増産のために目的とせられることでありますならば、少くとも国家百年の大計を保つ上からも日本国民としてなくてはならないものであります。これら食糧が年次増産されて行かなくては、年次国民も人口は殖えて行くことでありますし、そういうことから考へ合せますときに、日本にある原材料というものは一応つかは尽きるのではないかと。かようなことも考へますのであります。幾ら確安を今後大量に生産しても、日本国のある限り原材料というものはあるというものであります。お尋ねしておきます。若しそれが時来たれば原材料がなくなるといふことでありますならば、昨日も参考人のほうでお話があり、又小野議員よりのお話の中でも、明治五年頃初めて国内に遼瀋より五トンの確安の肥料が入つて来た。その後今日まで相当この確安生産には苦勞して来たといふようなお話を聞いたのであります。そういふことから考へ合せますときに、なくてはならない確安といふことを考へますときに、は、国の資源が時来たればなくなる、なくなつたあとはどういうふうになるか。只今では増産せられてそれによつ

て外貨獲得をし、以てこの日本の経済を保つといふことも必要であるかも知れませんが、幾百年も続いて原材料があるといふのならともかくであります。少量にして時期来たればなくなるというものでありますならば、そういう時期が来たときに逆に又高い確安を買入れて、そうして食糧の生産に努力をしなくてはならないという時が来るというのを憂う場合におきましては、少くとも日本の食糧の増産のみに使つておられるような措置を講ずべきだと思ひますので、それを先ず要望としてお願いをして私のお尋ねを終わります。

○海野三朗君 十四社の生産費を見るというところ／＼でこぼこであります。その中でこぼこを救うために、安い肥料を造るためにお金を貸そうというのが今度の法案の骨子であると考えられるのであります。これに対して政府のほうではどういふ腹案をお持ちになつておりますか。どこの会社には幾ら、どこの会社には幾ら、そして設備はどういうふうに変更せられるという腹案が、おありになると思ひますが、如何でございましょうか。

○説明員(柿手操六君) 先般肥料対策委員会が確安工業の合理化の御審議を願うときに、一応の会社別の国家資金による設備といふものを御審議願ひまして、お手許にも差上げてあると思ひますが、一応五カ年間にそういうふうな改造工事及び金額を想定いたしておるのでありますけれども、そのうちどの工事に何年度に幾ら財政資金を貸出すかといふことにつきましては、五カ年間の全体についてまだきめておりません。ただ今年度や遅れましたが、二十八年度の融資としましては、目下

開張と具體的な工場及び具體的な合理化計画工事及びその融資金額といふようなことにつきまして目下打合せをいたしております。目下のところは六社ぐらいであります。大体融資金額は十億ぐらいに今考へております。第一年度分としてそういうふうなものを計画しておりますが、更に数社目下計画を練つておりますが、これがまとまりますれば更に追加していたしたいと、かように考へております。

○海野三朗君 その御計画を御提示願ひたいと思ひます。それが一つ、在来の肥料会社と政府が融資したその融資額と生産費と、それからその会社の株の配当の一覽表を頂きたいと思ひます。例へば第一国会、第三国会のときに取りました昭和電工のあの事件のようないまに杜撰な貸付をしておつたといふは申さざるを得ない。多く政府が融資されるのは誠に結構であります。世の批評を聞いて見ますと、ボロ会社を救うためにやるのだというふうな批評もとき／＼聞くのであります。この点を思ひますときに、曾つての肥料会社に対して融資して来た、そうしてその融資の返還状態がどういふふうになつておるか、それと生産費と、それからその会社の株の配当を如何いふ株の配当をやつておるか、そういう資料を只今すぐとは申しませんが、努めて近いうちに御提出をお願いしたいと思います。又融資いたしましたその金がどういふ方向に使われておるか、その大體の説明をいたしました資料の御提出も願ひたい、こういうふうな思ひなのであります。これは私が資料提出をお願いすることでありま。

つきましてその御提出を願ふことのほかに私が今伺ひたいと思ひますことは、肥料が国内で余るといふ話、昨日もそうでありました。そう言つておられますが、實際地方の農家へ行つて農家の現実の姿を政府御当局は知らないと私は思ふのであります。私は親しく百姓家を何度も歩いて見ておるのであります。肥料が欲しくても実金は金がない。金がなくて買えない。それが金がないから買えないのだ。その現状をよく御承知なのかどうか。そういうことをお調べにならないで、ただ地方の農業会とかそういうところの結果だけを農林省の御当局は見ておられるのじゃないか、こういうふうな思ひますが、如何なるものでございましょうか。農民の現実の姿を直視して見ておられるのかどうか。決して肥料が余るというところはなないのであります。私は今名前を挙げて指摘してもいいのであります。金がなくて買えない、今年それはどこそこでは使えないのだ、そういう現状であります。それをよく御承知になつておるか。そういうことはお調べになつたことがありませんか。どうかお伺ひいたします。

○説明員(小倉武一君) 後段の御質問の点でございまして、御指摘のよう肥料に対する需要がございまして、もう購買力がない、いわば有効需要がないという点は、個々の農家に當つて見ますればそういう点もあるのではないかと。統計的な資料があるわけではございませんが、農家経済調査という農家の収支の計算をいたしております調査を、毎年農林省でやつておりますが、それなんかによりまして耕作反別、各戸別に農家を調べて反当の施用量といつたようなものを見ました場合に、若干零細農家ほど反当施用量が少いといつたような傾向も窺われるように思ひます。そういうところから逆に見ますれば、今おつしやつたような点が推察されるのであります。それは勿論肥料の価格が或る程度下れば、需要が増える面も勿論あり得ると思ひますが、まあ又一方たくさん使ひ過ぎるのではないかと。特に本年のような氣候でございまして、余り確安をやりますと却つていろいろの弊害が起つて来る、こういう事態と申します。農家もなおあるのではないかと。農家に思つておられます。併しなからおしなべて申しますれば、御承知のように価格が或る程度下れば、需要は当然殖えて来るというふうな考えられるのでございまして、けれども、現在の確安の全国的な施用量から申しますと、そう今後急速に需要が殖えるというふうな見方も、なかなかいたしかねるのではないかと。いふに考へております。私どもの一応の試算でございまして、今後の食糧増産計画、或いは農地の開発といつたようなことを考えた場合に、若干の推定を入れますと、或る程度の目安もつかないことはないかと思ひますが、これはいろいろ前提がございまして、なか／＼予測通りには参らんと。年々の需給計画を立てます場合にも、本年一休幾ら確安が農村によつて購買されるかといふこと

す、的確にはなかつて予測ができませんという実情でございますので、なかなかむずかしいことだというふうに思ひます。今のお説のような点につきましても、農林省といたしまして、例へば農業手形制度という融資の制度を設けて、金がないために、肥料が買えないといつたような点に対する対策の一つとしてやつておりますけれども、供出もしないような零細農家になりませんといふこと、そういう制度も適用したいといふことになりまして、御指摘のような点は、これはあるのではないかと、かといふふうに私どものほうも考えております。

○理事(松平義雄君) 化学肥料部長に申し上げますが、只今の海野委員の資料提出を、近日中に提出して頂きたいと思ひますが……。

○説明員(柿手操六君) 御要求の資料相当ありましたが、大分御提出いたしております資料の中にある資料もござります。

○海野三朗君 金のことはいいでしよう。

○説明員(柿手操六君) それから例へば会社別の財政資金の融資額というふうなものについての調べは出してないと思ひますが、その他の資料をできるだけ、私のほうでも取調べて出したいと思ひますが、ただ会社別の生産原価といふのは、これはずつと前から、たびたび御要求があるのでありますが、そういうものの提出は、私どもで法律的な権限を持つて調べたものもないのであります。ちよつと提出は困難かと存じます。その他の資料につきましては、できるだけ取調べまして提出をしたいと思ひます。

○海野三朗君 只今の資料について重ねてお願いいたしますが、各会社の資本金、それに対して政府が融資した金高、その融資の返還状況、株の配当、その会社で作る生産原価でも或いは販売価格でも、どちらでもよろしいのでありますが、それの提出をお願いしたいと存じます。

○説明員(柿手操六君) 承知いたしました。

○海野三朗君 昨日もちよつと伺つたのでありますが、びんと来ませんのもう一つお伺ひいたしたいと思ひます。これは、農家の米の供出は輸入米より適かに安い値段で供出させている。そして肥料の値段は相当な価格で農民に配給している。或る場合においては出血輸出をしておりながらも、国内では値を下げないといふことは、裏を返して考えますと、農民に安い米を出させておいて、肥料は高い値段でやるといふようなことでは、私は甚だ不合理であると思ひます。安く米を供出させるならば、肥料もやはりその供出量に應じて量をきめ、そうして又値段も半分ぐらゐの値段で農家に配付すべきものではないか。安く出さずしておいて、肥料を手をえさるというものが本当ではないかと私は思ひます。それが、どうもこの点を私が考えるのにびんと来ないのであります。政府御当局は如何ようにお考えになつておりますか。

○説明員(小倉武一君) 只今の輸入米の価格と硫安の輸出価格との御比較からの御議論でございますが、これは感覚と申しますか、農民的な感情から申しまして、お説のような点が実はあるものであります。その点が一つは今

回御提出して御審議をお願いして、いまする両法案の成立の一つの契機になつてゐるかと思ひます。ところでこの二つの法律案が御制定頂きました場合に、一体その点についての関係はどうなるかといふふうなことで、お答えをしたいと思います。これは生産費をやはり切下げて参りまして、国際価格に国内の硫安の価格を近づけて行くといふことでなければ問題はやはりどうしても解決しないのであります。

もう一つは、出血輸出といふことが俗に言われておりますが、それによつて生じます損失が国内の硫安価格に転嫁されて、従つてそれによつてより以上高くなるという虞れがある。それはないかといふ点もござります。そういう点も防止するといふために国内価格と輸出価格を切離すといふたようになつても必要に相成るか存じます。それから又そういう制度をやりますためには、やはり合理化を推進すると共に、それに基いて生産される工場原価を調べまして、その原価に基いた公定価格制度で価格をきめて行く、こういうことによりまして、只今お話のようになつても一つの大きな契機となつて現われたいと思ひます。この硫安問題についての対策をしよう、こういふ考え方でござります。勿論これは一挙にして解決されるわけではございませんが、先ほどからもお話が出ておりましたように、企業の合理化といふたようなことで、五分乃至七分程度のトン当りの価格の引下げ、或いは電気、石炭といった面の合理化乃至今後の計画の推進といふことによりまして、相当の価格の引下げの期待ができる。本格的

にやはりどうしても、こういう全体として硫安の価格が国際価格に近付くような施策を強く推し進めて行くといふこと以外には只今御提出の問題に対する回答はいたしかねるのではないかと、かような趣旨で、この両法案が考えられておると、かように考えておるのであります。

○海野三朗君 今のお話はよくわかりましたが、私が伺ひたいましたことは、米を安く供出させておるから肥料も安く農民にやるべきものではないかと、かといふことを私はお尋ねしておるのであります。御当局はどういふふうにお考えになつておりますか。増産するには欠くべからざる肥料である。そのお米を安く供出させておるのであるから、その必要なる肥料も、普通の儲けのある価格ではなしに、その半分ぐらゐの値段で農民には使わせるべきものではないでしょうかといふことを私はお伺ひしておる。如何ようにお考えになつておりますか。

○説明員(小倉武一君) 勿論この消費者の面から申しますれば、価格は安いほどよろしいのでござります。又国内の食糧経済全体から申しまして、一番大きな原材料である、いわば一種の原材料である硫安の価格が下つて行くといふことが、国民経済的にもよろしいことであることは申すまでもないのであります。ただ硫安価格をそれでは思ひ切つて下げるということにいたしますといふと、何かそこにはやはり硫安工業全体に對しますといふか、或いは消費者である農民等に對しまして特別の助成措置と申しますか、或いは補給金制度といふたようなことがどうして現

在のところ必要になつて参るのであります。ところがそういう補給金制度で、こういう情勢の下でやつて行きますことにつきましても、却つて硫安工業の合理化、国際価格に近付いて行くといふたような面についての施策にはむしろ逆でございまして、いわば温室育ちにすると、かようなことになり得ますので、むしろ時間がかかりますけれども、合理的な方策を進めて行つて、お説のような点についての解決策を一つ見出して行く、こういうのが私どもの考え方でありまして。

○海野三朗君 もう一つ、十四社のうちの六社に対してやろうかといふお考え、これは精細御調査になつてゐるのございまして、技術的にも又工場の設備でも、そういうことも専門の立場からよく農林当局ではお調べになつてゐるのですか。

○説明員(柿手操六君) 先ほど六社と申上げましたのは、差当り今二十八年度の財政資金を硫安工場の近代化、合理化設備をいたします資金として候補者に載せまして開張と打合せしてゐるというのであります。これは勿論私どもも十分調査をいたしてこれは適当であるといふふうには認めまして開張に推薦をしてゐるのであります。

○海野三朗君 今までのいふ、お伺ひをいたしました、どうもびんと来ませんのは、農民に対する政府の態度、あり方という根本の問題になるのであります。黙つておればどこまででも抑えつけて行くといふふうに見えておるのであります。米を安く出させておき、併し肥料だけは一万円の値段で買えと言ふ。今日農家に行つて親しく私どもが泊つて農民の現状を見るとい

と、何故にこういうふうな擧げ上げられるのか、何故にこんなに貧乏であるのかというのを私どもはつくづく感ぜられるのであります。米を安く買つておるならば肥料を安く与えるべきではないかという点につきましては、私は満足したる御答弁を未だ貰つて頂いておりません。この点については農林大臣及び通産大臣の御出席を願つて私は率直に質問をいたしたいと存じますので、私はこの質問は保留をいたしまして本日はやめておきます。

午後三時三十九分休憩

午後二時一分開会

○理事(松平勇雄君) 午前中に引き続きまして委員会を再開いたします。これより電力関係の調査に入ります。本日の予定は電気、ガス法令改正審議会の審議経過に関する件、本年度電力需給計画及び融通計画、電気料金地域差の推移等に関する点の二本建であります。先ず法令改正審議会の調査からいたします。審議会からは八月中旬に答申書が提出され、政府側ではこれに基いて十二月の通常国会に電気及びガス関係の法律改正案を準備中と聞いておりますので、本日は法令改正審議会の審議経過及び答申書中の重要事項につき御説明願います。中島公益事業局長。

○説明員(中島征帆君) お手許に配付いたしました審議会の答申につきましまして簡単に御説明を申し上げます。で、これは三つに分かれております。で、電気事業関係、電気施設関係及びガス事業関係係部会と三つ作りまして、それらの

部会から答申がありましたので、答申書も三つに分かれております。法令改正審議会は今年の二月に設置されましたが、会長が通産事務次官でありまして、委員が総計三十九名、専門委員が二十一名、こういう構成になっております。で、このうちで電気事業部会、電気施設部会並びにガス部会というもののうちで重複した方もございまして、けれども三つに分かれまして、今年の二月からガス部会が一番早く仕上りましてが六月くらい、電気部会八月まで、いずれも数回開きまして、一回は大體二日連続してやつております。八月十一日に総会を開いて、全体の審議会としての答申をまとめた、こういう経過になっております。

先ず電気事業部会の答申でございまして、このいづれの部会に対しまして一応事務局といたしましてそれらの問題点を提出いたしまして、その問題点を中心に議論をして頂いたわけであります。電気事業に關しましては、この答申書の初めにございまして、通りに、規制の対象となる事業の範囲、以下十一點の問題点につきましてそれぞれ問題の所在と、それからその考え方についての資料を出しまして、逐次審議して頂いたわけでありまして、で電気事業に關しましては、供給区域の独占の問題であります。これにつきましては特に電気事業者並びに需用家その他との意見がたゞ／＼非常に対立したような事情もございまして、結局におきまして、電気の性格から言つて供給区域の独占というものは必要である、但し独占の弊が出ないような行政政策は講ずべきだという結論に達しまして、

その線で答申も書かれております。この問題点の内容につきまして、逐次簡単に御説明申し上げますと、第一点の規制の対象となる事業の範囲、これは簡単な事業であります。現在公益事業令におきまして、一般供給事業と、卸供給事業と二つに分かれております。新法におきましては同様に、一般の電気事業者としての一般供給事業と、それから電気事業者が電気を供給する卸供給事業、この二つを対象とすることが必要である。このほか更に自家発電その他で一般の供給以外に他へ供給する場合が考えられますので、そういうものも必要限度において電気事業者が一定の規制をすることが必要だ、こういう考え方が一つあるわけでありまして、

それから次の供給区域及び供給関係の問題であります。ここで供給区域の独占の問題が出ております。で、現在でも公益事業令の第二十八条に「同一の地域を供給区域とする二以上の公益事業の許可をすることはならない」といふ明文がございまして、電気事業の地域独占を認めております。大體この原則は、ただそのために地域独占に安んじて電気事業者のサービスが悪くなるという点では困りますので、この点を是正するために料金その他の供給条件等を十分に監督をするということと、更に場合により監視をする、例えば供給区域の中で一部分未だ電燈区域等がなかった場合、電気事業としてはそこになかなか供給をしないという場合には、供給区域の減少する、その部分の許可を取消すという考え方をとつております。それから更にこれは別の、後で出て参りますけれども、現在苦情由立制度

というのが事実上ありますけれども、これは法律の根拠がありませんので、電気事業者の業務の方法といたしまして、需用家としての苦情がある場合には申立をするということが出来る。通産大臣に申立をすることが出来るという制度を法定する必要があるという考え方をとつております。これは地域独占の弊をとめる一つの手段として考えた次第であります。それから卸供給事業者が、例えば卸供給事業者はこれは電気事業者が供給するものが主たる目的でありまして、けれども、場合によつては特定の需用者に直接供給するというものも考えられますので、そういうものも一般の利用者の利益を害しない限りは認めてもいいんだというところであります。で、同時に電気事業者といたしましては隣接の区域、他の電気事業者の区域に対して、区域におきまして特定の需用家に対して供給をするということも必要な場合もございまして、そういう場合も例外的には認めるという考え方があります。

それから第三が供給義務の問題であります。現在供給義務というものが法律上には明確にはなつておりません。一応何人に対しては電気の供給を拒んではならないという規定はございまして、けれども、供給責任ということがそこで余り明確ではありません。その点につきまして現在の考え方は、例えば電圧、周波数の保持というものは法律にはございせんけれども、電気事業者が認可を得て実行したしております供給規程等によつて、これ／＼の電圧並びに周波数を保持するという文句がございまして、その供給規程に違反してゐるという間接的な抑え方をしておりますが、今度の新法におきまして

は、これを明確に謳うべきであるという考え方をとつております。但し電圧、周波数等につきましては、技術的に非常に幅狭く規定するということとは必ずしも適当ではありませんので、その点に無理のない程度の幅は、これは認めざるを得ないというふうな書いておられます。それから現在の公益事業令の五十三条にありますが正当な事由がなければ、電気の供給を拒んではならないというところでありまして、その「正当な事由」というのがいづれの問題になりまして、内容解釈がはつきりいたしませんから、できるだけこの点は明確に具体的に少くとも例示的に規定する必要があるだろうというところを書いてあります。

それから料金その他の供給条件の問題でございまして、問題のこの地域差の制度、これはいろいろ議論がございまして、けれども、当分のうちはやはり存続する必要があるだろうという結論であります。それから電気料金に対しまして監督は現在同様に認可制をとる。これはまあ政府で決定するという考え方もあります。或いは届出をさせるといふ方法でもよからうというふうな意見もありまして、現在の通り認可制をとるといふ考え方に結論付けられております。

それからその次の会計及び財務の關係でございまして、これは多少経理技術的な問題が多くなつておりますけれども、社債の発行限度を現在のものより少し少しまゝ額を殖やす、現在では資本又は純財産額の少いほうの二倍というところになつておりますが、それを三倍まで拡張するべきであるということでありまして、

〔理事松平勇雄君退席、委員長着席〕

それから一般担保制度も、これも現在認められておりますけれども、これを更に拡張いたしまして、長期信用銀行或いは保険会社及び信託会社、こういうふうなものにつきましても長期の貸付に對しましては一般担保を認めるべきだということになつております。それから海軍準備金制度は、これも現在実行されておりますが、やはりこれは今後存続すべきものだ、殊に現在の制度は法律の根拠はありませぬけれども、今度は法律にはつきりこの制度は明定すべきものだということになつております。それから電氣事業者の外債に對する政府の保証と云ふことは、最近外資の導入に關しまして、まあ話が出るわけでありまして、現在では開

発銀行に政府が保証するといふような方法がとられておまして、電氣事業者に對する政府の保証の制度はまだまだきていないのでございまして。今後又電力会社に入ります場合に直接電氣事業者が貸付を受けることも予想されますので、その場合には電氣事業者に對しても直接に政府が保証する制度があつたほうがよからうという結論になつております。それから利益金の処分につきましては、これ又いろいろ議論がございましてけれども、現在同様に認可制を、こういうこととございまして。

その次の事業及び投資でございますが、兼業の制限といふものは現在の公益事業令にとられておりますが、やはり公益事業としての性格上当然これは許可制にすべきだ。この兼業のほかは投資につきましても或る一定額以上のものについては全然放任するといふことは適當でないので、一応届出制

度をとつて、その内容が適當でない場合は変更の指示等ができるような方法を講ずべきである、こういうことになつております。

それから公益事業としての一種の特権をいたしまして他人の土地の使用或いは立入といふことを現在でも認めておりますが、これを手続が非常に面倒でありますから、もう少し簡素化すべきである、こういう趣旨で答申がなつております。

それから電氣事業に對する監督的な規定をいたしまして命令の制度がありまして、現在におきましては供給規程或いは料金の変更命令、それから地域差調整協定の締結命令、それから融通命令、こういうふうなものが行政命令として公益事業令でも認められておますけれども、こういったもののほかに更にいろいろな施設の変更でありますとか、或いは譲渡、借受又は共用、こういうふうなことに關しても命令権をの締結といふことに對しても命令権を置くべきだ。それから電氣の託送につきても今後又いろいろ問題が起りますので、託送についての協定を締結せよといふ命令権を留保いたしまして電氣の全国的な地域的な融通なり需給を円滑ならしめようといふこととでありまして、それから更に独占事業としての電氣事業の監督をいたしまして供給業務或いは供給施設といふものに對しまして改善命令をなし得る、特に苦情の申立等があらましたときにそれが適當である場合にはこういうふうな業務をこ

ういう改善命令の規定を置くべきだ、こういうことになつております。それから制度的な問題といたしまして

て電氣事業審議會を置きまして、それで法規的な問題につきましては一応審議會の意見を聞くという制度にすべきである。現在では公聴、聴聞等の制度がございましてけれども、むしろ常設的な審議會を設置いたしまして、基礎的な事項については審議會で常に審議するといふ制度をとつて行く。特にここへ持出されるように予定されますのは、料金の算定基準でありまして、或いは使用制限に關する省令を出す場合、そういうふうな一種の法規的なものを原則としてかける、こういうことになつております。

それから聴聞及び苦情の申立の制度は、これは現在でもございまして、程度内容を整理いたしまして、審議會にかけないようなことにつましては聴聞制度を置く。それから苦情の申立につましては先ほど申し上げましたように新たに法律で規定する、こういうこととであります。

それから最後に公納金の問題であります。これも非常に議論のあつたところでありまして、一応委員会として廃止すべきだという結論になつております。で、無論これに對する一部の委員の反対がございまして、公納金に限りませぬ、特に議論のありましたことで違つた意見につましては少数意見としていずれもこの答申案の中に書いてございまして。

それからつたあたりといたしまして事業法そのものと直接の關係はありませぬけれども、新しい事業法ができれば当然現在の電源開発促進法との關係の問題が出て来ますので、その辺の調整をやつて見たらどうか。

それから電源開発が進捗いたしまして次第に又電氣の原価が上ります傾向にありまして、そういうものには對する対策を十分立てろということが期待されておるわけでありまして。

以上が電氣事業部会の答申の概要でございます。

それから次に電氣施設部会でありまして、内容が技術的な面とそれから業務監督といふふうな意味で少し意味合が違ひますので部会を二つにいたしましたわけでありまして、法律を二つに分けるか分けなないかといふことは、これは一応政府に任せられておますが、まだ我々といつたしまして結論を得ておりませぬ。できれば一本にしたほうがすつきりするといふ気持ちも持つておりますけれども、一応法文を書いて見ましてそれで果して一本がいいか二本がいいかといふことをその上で検討しようといふことを考えております。まだそのところをはつきり肚をきめる段階に至つておらんことをお詫びいたしまして、一応形式としては別々に書いてあります。電氣施設部会の答申は電氣施設法といふものが別にできるといふ頭で書いてございまして、併しこれをさういふ別にするかどうかといふことはこれはどつちにしても内容も同じことだから政府に任せる、こういう断り書きが書いておられます。一応さういふふうな頭で書いておられますことを御承知願ひます。

それから施設のほうの關係は、電氣の施設に關するもの、監督その他のところをまとめておまして、保安上の見地と、それから電氣事業自体の合理的な運営と申しますか、そ

ういふ面と両方が現れております。これにつましての第一の問題点は、一般需用家の電氣施設の保安といふことについてどう考えるかといふ点であります。現在では一般需用家の電氣施設につましては電氣事業者が責任を負うといふことになつておりますが、個々の住宅の内部でありますとかそういう所にまで電氣事業者が責任を負うといふことは少し行過ぎであるといふ考え方をとりまして、この新法におきましては今の制度を改めて、電氣事業者としては検査を行う義務を持つておる、その程度の責任にとどめまして、實際の維持につましてはこれは一応一般需用家の責任だ、こういうことになるわけでありまして。但し一般の需用家は電氣に對しましての十分な知識もございませぬから、責任を余りに窮屈にするとは酷でありますので、需用家といつたしましては検査を受ける義務を負う、こういうことで検査を受ける、これは竣工検査のほか定期或いは臨時検査等も考えられておりますが、検査を受ければ一応責任は解消される、こういう考え方をとります。

それから施設法の対象といたしましてどういふところまで施設法の適用を受けさせるべきかといふ点であります。これは事業用の施設が入ることはこれは當然であります。同時に自家発電につきましても或る程度以上のものは当然保安の問題もありまして、経済的の問題もございまして、やはり事業用と同じように自家用に對してもこの規制法を必要最小限度において適用すべきだ、こういうふうな考え方でありまして。

それからその次に電氣工事人の關係

ば、大体許可、認可等もできるだけ簡便にやる、こういう考え方であります。それからガス事業の兼営の問題であります。ガスの場合には当然その事業の性質上、副産物等の関係から、ガス事業以外の事業が兼営される場合が普通であります。これは現在でもそういうふうなものは認められております。従つてそういうことを一々抑えるという趣旨はとつておりませんが、一応兼営する場合に許可を受けさせる、こういうことであります。例えばガスの製造をやる場合に、当然考えられますコークスの販売でありますとか、それからタールの蒸溜でありますとか、こういうふうなことは、ガスと密接な関係のあるものは大体当然やるべきことでありますので、そういうものを一々許可制にするということは、手続上余計なことでありまして、そういうものは初めから包括的に許可を与えておいたほうが適當であろう、こういう意見が出ております。

それから供給区域の独占に関連する問題であります。ガス事業も電気事業と同様に供給区域の独占性は一応認めておるわけですが、ただ区域内で、電気の無点燈地域と同様に、ガスの供給が行われていない地域がとき々あるわけですが、そういうものにつきましては場合によつてはそういうものを整理いたしまして、供給区域を減少しますとか、或いは事業の地域の取消をする、こういうことをやるべきだ、こういうわけでありまして。

それから供給関係に関する事項といたしましては、料金、或いはその他の供給条件、こういうものの認可制をとるといふことは、電気の場合と同じ考

え方でありまして。それから更に現在料金一本の料金になつておりますが、需用の性質上、例えば特殊な大口の需用でありますとかというののに対しては、特定な特約料金で供給する方法も、場合によつては必要であるので、そういう考え方も必要なきにほはたれるようにすべきだということでありまして。

それから現在の法規では電気と一緒になつておりますが、いわゆる融通命令というのがあるわけでありまして。これはガス事業法の現行の法規の内容といたしましては適當でない。電気の場合同様に、ガスに關しては融通命令といふようなことは必ず考えられないからといふわけでありまして。それから大体供給関係の規定は、現行の公益事業令の考え方をとつていいということでありまして、以前には熱量の測定、ガスの成分に關する検定の方法とか、こういうふうなものが旧ガス事業法に入つておりましたが、こういうことも今後、やはり供給事務を十分果すべきだといふ趣旨から入れるべきだといふ考え方であります。

それから会計関係といたしましては、できるだけこれは電気の場合と同じような考え方が出ておりますが、資本の蓄積が行われるように全体的に考へるべきだ、こういう前提でありまして、従つて社債、投資等も余り無制限にしないで、或る程度の限度を置くべきだといふことであります。それから償却或いは利益金処分につきましても、必要な場合に或る程度の規制ができるようにしておきたい、こういう考え方であります。それから電気の場合に前からもありますが、今度拡張されること

になつております。一般担保の問題は、ガスに關しましてはこれは関係の委員の多数が必要ないといふことでありまして、一般担保制度はガス事業に關しては置かないといふことになつております。

ガスに關しましては主任技術者制度を置くといふことは、電気と同様であります。ただ現在では主任技術者というものが、ガス事業全般についての責任を負うことになつておられますけれども、少しその権限の範囲が広過ぎますので、製造と供給に分けて、別々の主任技術者を置けばよろしいという制度に改めたほうがよくはないか。大体こういうような意見であつたのであります。これは勿論國家試験によつて主任技術者の資格を与えられるのであります。ただ電気の場合には、この業務干渉を避ける意味で、主任技術者の解任といふことはやる必要がないという意見でありましたが、ガスにおきましては、この点は逆に、やはり解任制度といふものは置くべきだといふ命令をいたしまして、命令違反といふふうなことでなくて、解任を指示するといふ程度で、業務干渉を或る程度回避する考え方でいいのではないか、こういう考え方であります。

それから準用事業といたしまして、最初に申上げましたように、自家用のガスを他へ供給するといふふうなものが出て来ます場合には、これは他に供給いたしません場合には、当然保安上の問題もいろいろ出て参ります。設備につきましても、或る程度監督をする必要がございますので、そういうものをよそへ供給する場合には、準用事業として或る程度規制をさせる、但しこれは

もうすべて如何なる小規模のものでも適用するといふことは、少し煩瑣にようになりますので、どの程度するかといふことは、これは政令等で或る程度絞る必要があるかと、こういう意見であります。これも規制をいたすと申しまして、許可制をとらないで、一応届出制をとりまして、それでその内容につきましては必要な最小限度の監督をする、こういうことになるわけでありまして。殊にこの主任技術者といふような制度は、準用事業にもこれは適用することにしたしまして、自家発電によつて余り技術的に無責任なことのないように、準用事業につきましてはやはり主任技術者を置いて、十分その技術上の遺憾のないようにさせる、この辺が一つの狙いでありまして。

それから公取會、職聞、或いは苦情申入制度といふものは、これは大体電気の場合と同じような考え方でよろしいといふことであります。それからその他、土地立入り、植物伐採、損失の補償、こういうことも電気と同様に、もう少し手続を簡素化するといふことであります。

それからガス事業に關しましては、ガスの使用その他、こういうふうなものの問題がございまして、市町村等との報償契約の問題がございまして、しばしば紛議が起きております。それは現在では全然当事者の話し合いに任されておまして、何裁定の方法がないのであります。これはやはり通産大臣に最終的には裁定させるべきだといふふうな考え方がとられました。併し報償契約そのものにつきましては、できるだけ将来これに廃止すべきだ、漸次廃止すべき方向

へ持つて行くべきものだといふ意見が相当強うございました。そういうことも答申案にあります。

それからこの権限委譲の問題であります。これにつきましても特にガスに關しまして、電気と同様に、地方自治体と、それから通産省通産局といふものとの関係をどうするかといふことは、非常に意見があつたわけでありまして、特に地方庁といたしましては、従来電気よりも一層このガスに關しましては、保安の見地から、かなり監督をいたしておられます。現在でも或る程度の権限は持つておられますが、この際ガス事業者としては、二重監督を成るべく避けて、一元化してもらいたいという意見が非常に強かつたわけでありまして。この点で結局最終的な結論は出ておりませんが、この委員会としては、結論は出さないので、できるだけ、どちらにいたしても、二重監督にならないようなことを十分考へてもらいたい。こういうことを書いておまして、結局両方の意見があつたといふことだけになつております。

それからこのガス部会におきましても、やはり電気と同様に、この法案の内容と無関係でありますけれども、大体つたあたりといたしまして、今年の初めに資源調査会におきまして、家庭燃料合理化に關する報告」といふものがされております。これでこの内容が、ガスの関係におきましては、森林資源対策等から考へて、できるだけ家庭燃料としてはガスを普及させるべきだ、こういう報告がされたのであります。それはまさしくその通りであります。ですから政府におきましてもこの報告の趣旨に副うように、ガスの普及乃至

擴張について、できるだけの努力をすべきだ、これが最後として、つけたりとして加えられておるわけでありまして、

で、現在この法案の立案状況は、ガスのほうが比較的早く完結いたしましたので、ガスは大体内の審議を終りかけておるという程度であります。

電気につきましては、いづれもまだ公益事業局で立案をいたしておるという程度であります。まだはつきりした外に出せるようなものになつておられません。併し、いづれにいたしましても、九月、十月中に法制局の意見を、審議を終えまして、冬の国会には提出できるようにしたいという考え方で準備を急いでおる次第でございます。

○委員(中川以良君) それでは次に、電力の需給及び料金関係に移りたいと思ひます。最初に本年度電力需給計画及び大口電力配当計画につきまして、資料によつて御説明を願ひます。なお大口電力の配当計画につきましては、昨日も本委員会におきまして、硫安工業合理化に關しまして、硫安用の電力の増配を強く要望されておりました。これにつきまして、昨年度において所要の増配が行われなかつたというやうな意見も出ておりますので、これらの経緯、及び今後の増配の見込等につきまして、この際御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 昭和二十八年電力需給計画比較表、こういふ一番上の標題にあります表につきまして、内容を概略御説明いたします。この第一頁の左半分が全国の本年度の需給計画の総合であります。以下これを各社別に、それらの計画が載つておる

わけでありまして、全国計で申し上げますと、供給力といたしまして二十八年度が四百四十六億キロ・ワット・アワー、こういふことになつております。これを去年と比べますと、去年が四百十六億でありまして、入る程度増えしております。これが需用端に参りまして、その真中の欄にございまして、二十八年度が三百三十億、前年度が三百五億と、これだけの違いがあります。それから、その今の欄の下から三行目でありまして、特別大口電力、これが割当の対象となるわけでありまして、それが去年が百二十億八千七百万キロ・ワット・アワー、これに對しまして、今年が若干増えまして百二十五億四千三百萬、こういふことになつております。あと各社別の内訳は省略いたしまして、五六枚あとに昭和二十八年特別大口電力配当計画というのがございまして、これが本年度の特別大口の配当の内訳でございます。六頁でございます。これが全国計が肥料の特約も入れまして百二十三億といふことになつております。

○委員(中川以良君) それでは引続きまして、電気料金につきまして説明を願ひたい。先ず地域差が従来から賛否両論がございまして、通常国会における今後の法案審査に當りまして、これは大きな問題になることと想像されるのであります。つきましては、現行法による地域差の調整の根本理由となつておる、石炭価格の変動が料金原価に及ぼすところの影響に對しまして、資料によつて御説明を願ひます。なお実際の支払料金により、更に上廻つておる場合もありまので、地域料金と併せて實際支払料金につきましても御説明を願ひます。

○説明員(中島征帆君) 資料の七頁からこの料金関係のことになつておりますが、この一番初めの表でございまして、これが総括原価を地域的に比較したわけでありまして、一番上に標準原価といたつてございまして、これで御覧になります。例えば北陸の二四十九銭、これが一番最低であります。それから中国の七四二銭六厘、これが最高であります。標の違ひではこれだけの差調整いたしまして、實際的にはその次の欄にありまして、決定料金単価としまして、二四三三三銭六厘と六四六八銭五厘という程度に幅が狭くなつておる、こういふわけでありまして、それからその次の欄は、これは全国平均を

百とした場合に、各地区がそれ、どういふふうな高さになるかという指數的な比較でありまして、例えば今の中国と北陸を比較いたしますと、中国が一四八・三に對しまして、北陸は約三分の一の四六・三、こういふふうな比率になつておる。これは原価でありまして、それから実際の料金といたしましては一四一・一、四九・七、こういふ程度になつております。こういふふうな内容を持つておるのでございます。それから下のほうは実際の料金の総金額を書いてございまして、

それからその次、これは昨年と今年との対照の比であります。水力調整金としてどれだけ各社が出し、それからそれを火力調整金としてどういふふうに配分して行くか、こういふふうな實際の金額の表でございまして、水力調整金として各社がその設備に應じて出すものが、合計で九十三億七千九百万、こういふことになりまして、その同じ金額をその次に火力調整の方法によつて各社に分けます。そうすると結局出すほうともらうほうとも方あるわけでありまして、それを差引きしましたのが右から二番目の欄の調整差額といふことになつておるわけでありまして、結局これだけの差額、三角、ここが出し分になるほうでありまして何もなければ、それがらう、そのやり取りが合計で五十億程度になる。これだけのものを出し入れをする、こういふことになつております。それを昨年度と比べますと、昨年度が四十五億でありまして、若干増えておる。これは本来であります、この水火力調整金は二十六年、つまり再編成当時の姿でやる、これは個々の開

発その他で変えないという考え方をとつておりますので、二十六年、七年といふものが違ひ理屈はないのであります。そこで違つておるものは、このときにございまして発電所の増設が一部関西から北陸に行つたやうがございまして、それが関西の単価と北陸の単価が違ひますので、この関係でそれだけの違ひができた、こういふことになつております。

その次が燃料費との関係でございまして、これはこの表にいたしまして全体の関連性を直接には持つておりません。この左半分が、燃料費が全体の原価の中にどう占めておるかといふことを出してありますが、仮に石炭が割、或いは二割下つた場合にはどの程度燃料として浮くかといふのが真中の欄にございまして、それからその右の水火力調整金とありますのは、この前のほうにありましたが、その資料をこへ持つて来ておるわけでございます。全然違つておらないわけでありまして、結局これで言わんとしておるところは、仮に石炭が一割下つた場合には、例えは北海道といたしましては、四億二千六百万円ほど水火力調整金としてもらひ分になつておるわけでありまして、一割下れば二億九千八百万円だけ更に得する、こういふこと。それから、その次に真中の中部を御覧頂きますと、中部の場合は調整金といたしまして七億一千四百万円ほど払ふなければならぬ。ところが仮に真中の欄で御覧になりますように、石炭が二割下れば八億五千八百万円ほどそこで利潤が出て来る、従つて水火力調整金で払分は、石炭の値下りによつて十分カバーできる、こういふふうな姿になる。その関係を一応出してあります。必ずしもこの面

できるだけそういうことは避けたいと思ひますけれども、一応下期につきまして、どういふふうな需給計画になるかといふことを、一応暫定計画を基礎といたしまして現在検討中であることとを申添えておきます。

○委員(中川以良君) それでは引続きまして、電気料金につきまして説明を願ひたい。先ず地域差が従来から賛否両論がございまして、通常国会における今後の法案審査に當りまして、これは大きな問題になることと想像されるのであります。つきましては、現行法による地域差の調整の根本理由となつておる、石炭価格の変動が料金原価に及ぼすところの影響に對しまして、資料によつて御説明を願ひます。なお実際の支払料金により、更に上廻つておる場合もありまので、地域料金と併せて實際支払料金につきましても御説明を願ひます。

○説明員(中島征帆君) 資料の七頁からこの料金関係のことになつておりますが、この一番初めの表でございまして、これが総括原価を地域的に比較したわけでありまして、一番上に標準原価といたつてございまして、これで御覧になります。例えば北陸の二四十九銭、これが一番最低であります。それから中国の七四二銭六厘、これが最高であります。標の違ひではこれだけの差調整いたしまして、實際的にはその次の欄にありまして、決定料金単価としまして、二四三三三銭六厘と六四六八銭五厘という程度に幅が狭くなつておる、こういふわけでありまして、それからその次の欄は、これは全国平均を

百とした場合に、各地区がそれ、どういふふうな高さになるかという指數的な比較でありまして、例えば今の中国と北陸を比較いたしますと、中国が一四八・三に對しまして、北陸は約三分の一の四六・三、こういふふうな比率になつておる。これは原価でありまして、それから実際の料金といたしましては一四一・一、四九・七、こういふ程度になつております。こういふふうな内容を持つておるのでございます。それから下のほうは実際の料金の総金額を書いてございまして、

方に関係があるとは申されませんが、これら一応の想定に基く計算をやる、ということになります。

それから、その次の細かい表は、これは大口電気使用者の実態に支払つておる電気料金がどのくらいになるか、平均単価においてどうなるかという実態の姿を、これは地区別に抜取つて試算いたしておりますが、需用家の名前を書いておりませんが、業種だけをここにありまうように石炭その他別々に出されておる。これで御覧になりますれば大体……、例えば石炭でありますと昨年度の第四四半期が九州において或る業者は二四七十四銭、或る業者は三四六十三銭とある。この二四七十四銭と三四六十三銭との差額は、これは結局火力を余計食つていゝところが高い、こういうことになるのであります。

それからその次の十二頁の表であります、これは現在実行いたしております料金の算定基準になる総括原価であります。これは昨年の五月に改訂いたしておりますが、この総括原価に基きまして現在の料金が組立てられていゝる、こういうわけでありまう。一番上の欄の、収入の欄の電燈とそれから電力と二つありますが、この合計を見ますと……、電燈の料金収入が六百七億、それから電力が八百四十七億、こういうふうな計数になつていゝる、これがわかるわけでありまう。結局全体の総経費といひましては一番右の欄にございまして、千四百四十七億といふのがその当時の予想された総括原価であります。

それから次の表は、これは勘定科目が変つたので、その新しい勘定科目

によつて今の原価を整理したというだけでありまして、これは内部的なものであります。

それから十四頁に昨年度の収支の実績がございまして、収入が千七百八十六億、それに対して支出が千七百五十八億、差引二十八億程度の処分合計の利益だ、こういうことになつていゝるわけでありまう。この中で海水準備金がどうなつていゝるかということが、今の支出の一番下から右のところに、海水準備引当金といふものがありまうが、トータルが五十五億四千円、こういうことになつておる。各社の内容は各社別の数字で御覧願ひます。

それからその次の今年度の収支予想であります、これは今年度の需給計画を立てまうしたときに計算いたしまして、それを平水といふふうに想定いたしまして、その平水で全国の需給計画を立てまうして、その平水をやつた場合に現行料金では電力会社の収支がどうなるかという想定であります。これは合計欄にありまう通りに、年間におきまして百九億のマイナスになる、こういう数字が出ておる。その内訳は、上期が八億の赤字で、下期におきまして百億の赤字、こういうことになつておる。従つて今年の下期といふものが平水であれば電力電気事業としては非常に苦しい計上をしなければならぬといふことが予想されておつたわけでありまう。こういう想定をいたしましたが、現在までのところ

は出水率の関係から比較的まだ上期の予想がはつきりしたものがとれておる、相対的な黒字を出しておる

す。ただ各社、地域によつて非常に差がございまして、非常に有力なところも、或いは割合に水の出が速く、収支のそれほどよくないところもありまうが、全体的に見まして、恐らく利益配当をいたしても下期に出し得るものが二、三十億程度はあるのじやないかという一応の予想をいたしておる、これが、これはまだはつきりしたことはつかめておりません。

それからそのあとに資料が二種類ございまして、特約料金制度と、それから深夜電力料金制度、これは特約料金は北陸電力、それから東北電力で推進いたしておる。それから深夜電力の制度は関西電力が主として行なつておる、これは、いづれも考え方といひましては、火力と水力の抱き合せによりまして需用家に負荷調整をやつてもらうことを代償にいたしましてできるだけ火力を安く供給する、抱き合せた電力料金を一本にきめておる、

「委員長退席、西川弥平治君着席」
そういう考え方によつて需用家としては負荷調整をやる代りに比較的総合的に安い電力が使える。電気事業者といたしましては負荷調整をやつてもらつて区域の調整が楽になると、こういうふうなことになるわけでありまう。これはいづれもこの内容につきましては当局的御承認を得まして、実際の実行は電気事業者と需用家の個々の契約に基いてやつておるわけでありまう。これも内容につきましては若し必要でありましたら、お話を申し上げます。

○委員長代理(西川弥平治君) 最後に特約料金につき調査をいたします。特約料金は各社により幾分の差がありまう、

い及び本制度の採用により電力割当制度を廃止する意があるのかどうかについて御説明を頂きたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 特約料金制度の内容につきましては後ほど又別に説明をいたさせますが、狙いは先ほど申しました通りでありまして、負荷調整をやつて水、火力の総合した料金をできるだけ安く提供しよう、こういうこととあります。これがだんだん普及いたしまして、要するに一本料金化して来るといふことになるわけでありまうが、将来、例えば来年度におきまして割当制度をどうするかというところは目下研究中であります、我々の気持といたしましては、本年度すでに

「委員長代理西川弥平治君退席、委員長着席」
百万キロワットに及ぶ新規電源が開発されますので、二十九年度においては電気の供給も楽になる。そうすれば来年度に入れば或いは割当制度といふものは全然撤廃できるのではないかと、いう考え方、研究いたしております。但しこれも果してそこまで自信を持つて行けるかどうか、更に各社別にいろいろ事業が違ひますから、一律に一筆にできるかどうかという点につきましてはなお疑問があるものでありますけれども、一応そういうふうな目標を持つて現在研究いたしております。その場合におきましては大口に對します現在のようない割当制度を廃止するといふふうにいたしまして、それで料金もおのずからさういたしますと一本料金といふことになるわけでありまうが、一本料金化した場合に需用の状況によりましてはいろいろ又問題も出て参ります、

が、そういう点をどういふふうに考へ

るかといふことにつきましてはまだ明確な結論を得ておりません。それから一本料金化する場合には、現在やつておるような特約料金がどういふような関係になるかといふこととあります、一本料金化といふ場合に一つの方法といたしまして特約料金のなや方方をどういふふうに進めるといふような考え方もある。併しこの現在やつておる、

ます特約料金は一応考え方といひましては役所の承認を得ておるけれども、その内容は契約に依つて若干違つておる、これがそのまゝ新しい電気料金制度としてそのまゝそれを引継ぐといふことは適當ではないと思ひます。従つて一本料金を考える場合には、現在やつておる、特約料金制度といふものは一つの参考にはなりまうけれども、それをそのままそまゝ入つて行くといふことではなく、やはり別個の見地から料金制度といふものを考へる必要がある、さういふふうに考へております。

○委員長(中川以夏君) それから先ほど御説明中に御発言のありました、大口電力の配当計画について、殊に硫安の問題につきまして課長より説明をいたされると申されましたが、それについて、

○説明員(森崎久壽君) 只今お配りしました資料の六頁を御覧願ひたいと思ひます。この六頁に昭和二十八年度特別大口電力配当計画といふのがございまして、これの一番右側の全国の計を御覧願ひたいと思ひます。真中あたり化学肥料といたしまして二十九億七千四百百万キロワット・アワーといふ数字が出ておる、これが肥料に關係するところの割当でございまして、それ

以外に、一番下の総計の一つ上でござい
ますが、特約といたしまして括弧し
て化学肥料と出ております。これが特
約ベースによつて特別に割当てられ
たもので、この二つを加えました数字が
化学肥料に対する本年度の割当という
ふうにお考え願いたい。全体の割当が
百二十三億でございますので、この二
つを足しました数字が約三十四億七千
万キロ・ワット・アワー程度になりま
すので、全体の割当量の二八％が化学
肥料関係に割当てられるということ
であります。我々といましては電力
の割当によりまして一番大口の割当分
をきめておきたい。確安のような化学肥
料関係の割当を今年はどういう考え
でやつたかということでございます
が、これは他の部門との関係もありま
すので、本年度の特別の大口電力に対
する割当の大きさをきめておきたい。こ
の大きな特別の大口電力の割当の中
で、大きく問題になります事業は、化学肥
料部門以外に公共事業、例えば国鉄、私
鉄、港湾関係等はガス関係といつた
ような方面の公共事業のほうの関係が
ございまして、やはり電力を非常に消
費いたしますところのアルミニウム
の関係、それから石炭とか鉄山の保安
電力の問題、こういったものが非常に
問題になる部門でございます。これに
対しまして本年度は公共事業につきま
しては、本年度の電力消費の需用想定と
いうものをきめて、その約九〇％
を確保しようという考え方で進んで
おります。それからアルミニウムの
二十八年度の生産計画というものを基
準にいたしまして、それに見合う電力

の九五％程度のものを確保するとい
うような見通しでやりましたが、実際問
題といたしましては、昨年の割当量と
余り変らない数字に落ちついたわけ
でございます。それから石炭とか鉄山の
保安電力につきましては、これは保安
関係でございますので、所要量にテ
ン・パーセント加算いたしまして、そ
うして全般的な圧縮率によつて圧縮し
て割当するといふ特殊の考慮を加えたわ
けでございます。さて残りました化学
肥料部門でございますが、この部門に
つきましては昭和二十七年に使用し
た実績がございまして、その実績に
対しまして五千万キロ・ワット・アワー
をこれに増加配分いたしましたので、そ
ういふ形でこの割当をいたしましたわけ
でございます。もう少し詳しく申し上げ
ますと、肥料全体に對しまして昨年の消
費実績は三十五億九千万キロ・ワッ
ト・アワーということになっておりま
す。それに対して五千万の割当をいた
したわけでありまして、その割当によつ
てこれは含めておるわけでございます
が、それ以外に大口の需用業種はど
ういふ形になっておるかということであ
りますが、これは原則として昨年の
よりも圧縮を加えまして、今年の計画
から比べますと平均七割五分程度の圧
縮を加えられておるといふふうな形
でありまして、昨年の消費実績よりも
平均しまして約五割減少といふふうな
形になっております。従つて一般業種
の方面におきましては相当な圧縮が加
えられたわけでございますが、先ほど
申し上げました肥料関係、石炭保安関
係、或いは公益事業関係につきま
しては特別の考慮を払うという結果になつ
ておるわけでございます。

○説明員(森澤夫君) 只今特約料金制
度は会社によつて違つておるのではな
いかという御質問がございましたが、
その点についてお答えいたします。「特
約料金制度の実施要領」というのが
先ほどずつと御説明いたしました最後
のところに出ておりますが、最後から
四頁前のところから始まつております
が、この実施要領は省議決定として
どの電力会社であるかを問わずこの
要領によつて実施するということに
いたしております。相違があるといふ
点は恐らくこの特約電力の問題と
その特約電力の料金額の問題、この二
点についてであらうかと思つてあり
ますが、その点について若干御説明を
いたしたいと思います。特約電力の
きめ方につきましては、第一頁と申し
ますか、最初の区切りの頁の半分のと
ころ、下から四行目に「実施方法」と
ありまして、そこに書いてございま
す。特約契約対象需用家に対する需給
契約電力量、特約電力量といふこと
ですが、これは当該需用家の割当電力
に追加電力量に該当するものを加え
る、それに更に負荷調整の態様に
応じて捕捉可能と認められるような特殊電
力量に該当するものを加算してきめる
といふことでございます。或る需用
家が特約制度に入る前に持つており
ました一つの割当電力といふもの、そ
れから又従来の需用家の実績から見
ました追加電力量といふもの、実績と申
しますか、一つの割当需給計画作成の
ときに予想されておつた追加電力量と
いふものがございまして、それを加え、
更にその工場の特約電力量、特殊電力
的なものを捕捉し得るような態勢に
応じてこの量が増減して参りますが、そ

ういふものを加えて行くのでありま
す。捕捉可能と認められる特殊電力と
申しますのは、例えば昭和電工のごと
き工場は、特殊電力が発生してすぐ使
つてもらいたいといふ電力会社から言つた
場合には、もう五分以内でその特殊電
力の受入態勢ができる。極めて迅速な
受入態勢ができるのであります。こ
ういふところはたくさん特殊電力が使
える。それから電気鉄のような工場
は、どうしても二日くらい前から予告
しておかないと特殊電力を使えないよ
うな、非常に身動きが重い工場であ
ります。こういうところはどうしても特
殊電力は簡単に使えないといふよ
うな、会社の事業の種類によりまして
特殊電力を捕捉し得る量が違つたわけ
で、そういうものを加算したものを
以て特殊電力の契約をいたします。
これはその契約量だけは電力会社が必
ず供給しなければいけない義務を負
うわけでありまして、これは最低限度で
ございまして、現実には特殊電力的な
ものはたくさん出まして、それを火力
で或る程度与えることができた場合に
は、それ以上のものを需用家が更に消
費できるという事実が起るわけであ
ります。実際はそれが又特約電力
契約の妙味もございまして、こういう
考え方で特約電力量をきめておるので
あります。実際の場合にはそれだけ
の要素が違つておるために数字は違つ
て来るかと思ひますが、考え方の根本
はこういうことである。

それから料金のきめ方も次の頁の最
初の半分のところに「料金」といふの
が書いてあります。上から四行目で
ございまして、ここで書いてありますこと
をかいつまずて申しますと、料金は、
一応先ほど申しましたような考えで特
約電力の量をきめるのであります。そ
れに含まれております割当電力と
いは追加電力量と特殊電力と、このそ
れぞれについてすでに或る単価がきま
つておるわけでありまして、これはま
あ全般的な今年度の料金単価をきめ
るときにこういうものがきまつておるわけ
であります。それを掛けまして金額
の総額を出します。で、これがま
あゆるエナジー・チャージ、電力量に
関する料金であります。次にリマ
ンダ・チャージ、需用電力の料金といふもの
も計算して出します。その合計した
ものを特約契約の電力で割りまして、
一キロ・ワット・アワー当りの単価が
出るのであります。こういう考え方は
いづれの電力会社であるかを問わず共
通であります。この場合も追加電力
量の割当が電力会社によつて違つて
おります。或いは又ここに盛り込みま
す特殊電力の量も又需用家の態様に
応じて違つて参りますので、必ずしも
同じ単価が常に出るといふことは言
いわけでございます。そういうわけ
でございます。基本的な考え方
に相違はないものと考えております。
○説明員(中島征帆君) 先ほど特約料
金につきましては火力を全部総合した
を申し上げましたが、火力の問題は深夜
電力のほうの制度の中で考えられてお
りまして、特約料金を実施してござい
ます。東北、北陸の地域は水力地域であ
りまして、火力の調整といふことはな
く、特殊電力をどういふふうにか
つて、合理的に料金を出すかとい
ふ狙いでありまして、先ほど私の御説明

いたしましたことと若干違っておりまして、訂正させて頂きます。

○委員長(中川以良君) それではこれより一つ御質疑をお願いいたします。

○海野三朗君 この電力の料金の問題であります、我々うちで電燈に使つておる電力の料金と工場を使う電力の料金とどういふふうになつておりましたか。

○説明員(中島征帆君) これは各地域によりまして電力会社の料金が違つております。それは先ほど申しましたように、地域差調整で或る程度幅を狭めておりますが、併しながら安いところと高いところの開きは三倍近く出て来るといふわけでありまして。併しこれは電燈用の電燈料金といひましては、

できるだけこれは一般の必需でありまして、開きを少なくするといふ趣旨におきまして、電燈料金は各地域との差額は非常に狭くなつております。地域差といふものが主として電力用の料金につきまして出ておるといふことが全体的な考え方でありまして。

○海野三朗君 一キロ当り電燈に使う料金と先づ同一地方につきまして工場を使う一キロとはどのくらい違つて来ますか、値段が……。

○説明員(中島征帆君) これは地域によつて違いますが、例えば東京の例をとります。電燈料金は需用料金と、それからアワーに對しまして取る、電力に對する料金と二つあるわけでありまして、電力に對しては取る料金を見ますと、これは定額電燈の場合と、それから従量電燈と違いますが、従量で申しますと、従量電燈のキロ・ワット・アワー当りの料金が、東北で……いいますが、七四九十六

銭、こうなつております。それから電力料金、大口電力につきましては、これは又いろいろな点がござりますけれども、一番安いいわゆる大口線、特別大口、一番大きい電力であります。この場合は一四六銭といふことになつております。

○海野三朗君 電氣に違ひはないはずであるのに、大衆向けのやつが値段が高くて大口電力のほうが安いといふのはどういふわけでありませうか、趣旨を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) これは使われの需用の性質にもよりますけれども、理論的に申しますと、大口電力の場合と、それから家庭に使用します電燈といふことを比べますと、例えば配電費等において非常に違ひがあるわけでありまして。大口のものは一本またつて或る小さな場所に使つてしまふといふことになるわけでありまして、一般の電燈につきましては非常に広い地域に互つて細かい配電線が供給されるという關係になつておりますので、主としてそういう考え方から電燈用が高くて電力用が安いという結果になつておるわけでありまして。

○藤田進君 関連してですが、勿論そういう要素はあるでしようが、併しそういう投資計算の面から、電燈が高くて電力料金のほうが安いといふ、それは僅かなウエイトにやないでしやうか。例えばその投資計算から言へば、電燈設備は、御承知の通り、そんな五年や十年でなくなるわけにやない。それから電力のロス面から、それじや論じて見ても、ロスがそういうふうなつた末端サービスで大きい、従つてそ

れだけ料金に織込む、こういう理窟もあるわけだが、これも僅かなものなんので、結局やはり政策じやないでしやうかな、そういう科学的なものにやないに。○説明員(中島征帆君) この配電費も相当違ひますが、その他の検討にいたしましたも、それから集金にいたしまして、細かい需用家に対しては非常に大きな手数があるといふやうなことも一つの違ひになります。それから只今ちよつとおつしやいましたように、政策的な意味もあるかと思ひますが、生産用に使われる電力料金が余りに上るといふことは、これは工業政策上は適當でないといふ考え方もあります。そういうふうな気持も或る程度は働いておると思ひますが、基本的には実際のコストの違ひといふふうに考えております。

○海野三朗君 只今の御答弁でありまして、広い地域に互つておる、こういうお話でありましたが、そうして見れば、設備費、そういうふうなものも電力料金の中に入つておる、こう言われるのであります。私はその差額が非常に違ひ、換言すれば大衆の犠牲に對して工業を助けて行つておる形ではないか。電燈料金が一般大衆には割合高く電氣を売付けておつて、大口の需用者に安くやるというところは、電氣そのものに何らの変りはないはずである、それでは何らの値段が何分の一という廉価で提供されておるの、大衆を犠牲に供しておるというふうに見て差支えありませんか。その辺の御説明を承りたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 電力料金のきめ方は原価主義を原則としていたしております。そういう見地から先ほど申し上げ

ましたような理窟になるわけでございます。例へば電燈用の供給を確保するために、これは電燈は夜間使われることは御承知の通りであります。特に夕方等のピークが非常に高くて高まるわけでありまして。そういう場合にそれを十分供給するためにそれに應じただけの設備、発電設備といふものを十分備えて置く必要がありまして。そういうことを考えますと、どうしても一般供給の電燈用の電力のコストといふものがおのずから高まらざるを得ないといふことになるのであります。特に一般需用家に比しまして不当に電力用の産業に比しまして負担を転嫁しておるといふふうなことは考へていないわけですが。

○藤田進君 関連してですが、それはやはり局長は専門家ですが、科学的にやういふコスト主義でそれが必要だと言つておるの、私はもうむしう政策面……アメリカの例えはパシフィック・ガス電氣会社のような料金システムだとこれはもう電燈でもかなり地域差をつけているのです。ね、末端では、併し日本の場合には絶括原価で抑えられているでしやうけれども、併し種別率といふものは相当違ひ。これは現実問題を擧げて見ても、高圧線から変圧、トランスなどですぐ低圧下して配線してあるといふことなると、或るところまではやはり電力、電燈にかかわらず同一設備でやりまして、そうして殊に都市などの例です。が、まあ都市が需用が大きいわけですが、こういうところを見ると、そんなに科学的な、いわゆる先ほど言つた投資面から、その設備から来るコスト高といふものが、今の例えは東北では

八円と一円、八倍ぐらいな単価の違ひでしやう。これはやはりどう説明して見てもそういうつたことの数字的な説明はこれは無論できない話なんだが、まあ併し政策準備だと言わざるを得ないのです。ね、やはり説明がつきますかね、それで、具体的に。

○説明員(中島征帆君) 今の点も少し数字的に担当の業務課長から御説明いたします。

○説明員(生駒勇君) 只今のお話でござりますが、局長の説明に補足して御説明いたします。絶括原価の配分については御承知のように個別原価計算規則といふのがございまして、それによりまして個別原価を定額電燈、従量電燈、大口電燈、電燈と電力に分けて、その更に電燈の中から定額電燈、従量電燈、大口電燈、それから電力の中におきます小口電力、大口電力甲乙丙、特殊電力といふふうに分けてあるわけでございます。まあこの分け方につきましてはお話もございまして、よういふ……学説等もございまして、うでございまして、現在私どもがやつておりますのは原則的に見まして一応電圧別にそれを分けまして、更にそれを片側の種類別に見直しまして、これを両方の何と申しますか総合したやうな恰好で分けたといふことでもございまして。お話のように絶括原価がそれでは電燈でどのくらいになるかと申しますと、一応二七年度の原価におきましては電燈におきまして六百七億の料金収入を見込んでおるのでございまして、これに對しまして個別原価は五百八十二億といふ数字になつておるわけでございます。それから電力のほうは八百三十九億を予定しておりますが、原価

は八百六十五億になりますという点におきまして多少今お話もございましたが、ような電燈に過大にかけられておるのではいかという御質問が出ると思ふのでございますが、これはいづれも想定追加率を含んでおりますために、想定追加率によりましてこの原価配分がどうにも動くという恰好になつてしまつてございます。従つて今申上げました原価的な説明は飽くまで想定追加率が最初私どもが予定した通りであつた場合のお話でございます。それを実績から振返つて見ますとこの計画通りの原価にびつたり合つておらないという点もございまして、現状におきましては今申上げたように原価的にこれを仕分けをいたしまして作りましたものでございまして、それほど政策的に非常に電燈にかぶせ過ぎであるという議論よりは、實際上電燈のほうに仕分けをして参りました場合に、電燈なり電力なりの想定追加率との関係で問題になるといふような点が問題になるのではなからうかと、かように考へておるわけでございまして。

○海野三朗君 只今のお話承りましたが、要するに電氣に、電燈の場合も電力の場合も違ひないんじやないか。電氣そのものは、それで以て電燈のほうに料金が高くなつておるのはどういうわけでございましてか。それをお伺いしておるのであります。つまり大口のほうには安く売つておるのじやないか、つまり大衆の犠牲においてその大口をやつておるのじやないかというその点を今伺つたのであります。これが第一点。

それからこの水力発電の場合におきまして水利権というものはどれくらいに見横つておられるのであります。水利権はただ開発会社に売られておるのかどうかというところも伺いたい。こ

○説明員(中島征帆君) 初めの点でございますが、只今いろいろ説明いたしておりましたが、例へばこれを一つ例示的に考えなつて頂ければ御了解願ふと思ひますが、いわゆる特殊電力というのがございまして、雨が非常に降りましてときにわあつと電力が出るのであります。そういうものは当然安いわけでありまして、なぜ安いかと申しますとそういうものはコストも雨の関係で下りますから安くなるわけでありまして、そういうものを使い得るといふことがこれ又少いわけですが、こういうふうにそれを使うといふにしても使う方法がないわけではござい

ません。そういうものを使つて水を無駄にしないといふときに当然同じ電氣でも安くなるということがある。それと性質は違ひますけれども、大口の電力とそれから電燈用というものが電氣の使い方そのものにおいて大分違ひます。それが実際のコストの問題でも出て来るわけですが、そういう関係からい

たしまして相違が出て来る、こういうことになるわけでございまして。それから水利権の問題でございますが、これは水利権に對しましては県知事が許可するわけでございまして、県知事も、水利使用料といふものは払つております。それから例へば某社が水利権を持つておりまして、それを次の別の会社に譲渡するといふ場合に、どういふふう

に水利権を算定するかというところはこれはその場合々々によつて違ひますけれども、普通に考えられますのは或る企

業体が水利権の許可を持つておりまして、そこで水力電氣を開発するといふ意図の下にそれから以後いろいろ調査するわけでありまして、そういうふうな調査に要する費用といふものがこれは水利権がだん／＼具体的になりつてあるといふ姿でありまして、それを捉へまして調査費といふものをに入れて水利権の譲渡であるといふふうなことも行われておる、そういうふうな考え方もあるわけですが、それから実際の原価に對しましては例へば水利権を買収いたしました場合にはそれが発電の建設費となつて中に含まれて参りまして、それがコスト計算の上に出て来るわけでありまして、それから実際に水利権を持つておつてもそれほど経費もかけないで発電をしたといふ場合にはおのずから水利権としての金額も原価計算によつて出て来るものは小さくなる、従つてこれは場合々々によつて違ひといふことになるわけでありまして、実際問題といたしましては大体水利使用料を除きましてはその水利権をもちつて、開発の準備に着手してから実際に建設が終るまでの費用といふものが、全体的にコストにかかつて来るわけでありまして、その中に建設費の一部として水利権といふものも入つておるといふふう

に考へておるわけでありま

○海野三朗君 私が伺ひしたところにはびんと来ておりません。水利権といふものは認可した、しないという問題ではありませんが、水利権といふものは無限の宝であります。その無限の宝を國家がつまり認可してくれたいといふ、そのことがすでに間違つておるのではないか。その水利権といふものは

天然資源である、その天然資源の利権である。それでありましてそれは今までも政府當局が何とも考えずに、つまり水利権ならその水利権をただくれといふふうなふりにやつて来られたのであります。そういうふうな水利権をただ零に見て、いわゆるただくれといふようなことは間違つておることではあるまいかと、これを私はお伺ひしたのであります。

○説明員(中島征帆君) その点は先ほど申しましたように水利使用料といふことで國からもらつた水利権に對します代償を払つておるわけでありまして、

○海野三朗君 その水利権といふものはつまりただ見ておるわけでありまして、ただ水利権を幾らだといふことにおいて、國家にその電氣会社から金を納めさせておられますか、いせんか。私はこの発電のほう、只見川の工事にはいたしましたが、天から降つた雨は何もその会社に特別にくれたわけじやないんだ、それをその水利権といふものがその会社にただくれておるのではないか、その点については政府當局としてはぼんやりただ考えなしにやつておるのかどうか、そのことがすでに根本義において間違つておる思想ではないか、こういうことを私は今伺つておるのであります。

○説明員(中島征帆君) 水利権の附与設定は府県知事がやるわけでありまして、設定以後水利使用料といふものを各社が払うわけですが、それは一馬力幾らといふような料金がきまつておりまして、それに相應する金額を県に納めるわけでありまして、それが水利使用に對する代償といふことになるわけでありまして、全然無償でこれの水利権

を使ひしておるといふ結果にはなつていない。

○海野三朗君 先ほどのことをもう一度お伺ひしたいのは、その料金の問題であります。一方では八円だ、一方では一円幾らだといふのは余りそれは誰が見たつてね、誰が見たつて大衆の犠牲においてやつておるとしか考へられないので、その点については、政府當局はそのままでいいというお考えであるか、今後これを正して行くというお考えはないのか。それをお伺ひしたい。

○説明員(中島征帆君) 料金制度そのものを考へるべきときが参りました。無償というよりも考へ直す必要があると思ひますが、併し現在の考え方そのものが原価主義によつておりまして、その原価主義を申しましては計算方法その他考へ方の相違でいろいろ違つた数字も出て来ようかと思ひますけれども、一応原則的には原価主義で出された料金でありまして、その限りにおいては考へる余地はないんじやないかと思ひますが、これは又一つ問題でございまして、次の料金制度そのものを研究するときにはあれを又もう一遍再検討するといふ必要はあると思ひます。

○海野三朗君 只今のお話承りましたが、これをもう少し細かく申しますと、電燈料の場合であります。どこかの電燈もドロップしておるのであります。それなのに料金だけは容赦なく電氣会社が取つておるのです。それは實際計つて私は見ておりますから、六十燭光だといつても六十燭光でない、送電されていない。それだけれども料

を送電されてい

金だけはちやんと大衆から取つてい
る。それから又大口の工場で使うやつ
は皆メーターが付いておられますからき
ちつと行きましよう、何キロ何百と。
いわゆる大衆の場合には電燈会社が裁
量をして売つておるわけですが、大口の
ほうは規定通り売つておる。それだの
に大衆のほうが高い。そして大口の
ほうが安い。それは幾ら弁護なさつて
も、電氣に違ひはないのでありますか
ら、私はそれが根本において不合理で
はないか。その点の御説明をもう一遍
承りたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 現在まで電源
開発の進捗がまだ十分行われておらん
時期におきましては、電給関係が非常
に苦しいために電圧低下でありまうと
か、周波数、サイクルの低下という
ようなことが頻りに起つております。
これは甚だ電氣事業者としても申訳な
い話であります。そういう場合に、
これはメーターがありまう場合には当
然それに応じて料金は安くして済むわけ
であります。例えば、一般の定額制
の電燈需用家というやうな向きに對し
ましては、電圧低下などに対応しまし
て、供給規程上は救済の方法がないの
であります。その点はおつしやる通り
片手落ちの恰好になつておりますが、
これは電氣の需給関係が正常に復した
ならば当然元に戻るはずであります。

併し、だからといってこれを放任して
おくといふことは適當でありませんの
で、先ほど説明いたしました法令改正
審議会の答申にもありますように、新
しい電氣事業法におきましては、サ
イクルとか或いは電圧というものに
ついて、或る技術的に必要な幅は設け
るにいたしまして、これを維持する義

務を課する。従つて別に理由がなくて
一定の線を落した場合は、これは当然
電氣事業法違反として罰せられるとい
う制度にすべきだと考えております。
又その際に電氣事業者としても今度は
民事的の責任ということもこれは当然
とる必要があるわけでありまう。方法
がありまうしたらそれに應じた料金の割
引等も考へる余地があると思ひます。
現在の供給規程は定額制の電燈につ
きましては、一定の時間以上の停電があ
つた場合には、その時間数とか或いは
日数に應じて料金を割引くという
制度はございませぬ。こういう点を
もう少し徹底的に考へるという必要があ
ると思ひます。

○海野三郎君 私にはもつと質問がござ
いますけれども、私はばかり質問しても
おられまうから、今日は先ずこれを
以て次の御質問のかたに譲ります。

○白川一雄君 私電力のことにつきま
しては深い知識がありませんが、今の
御説明を聞いておりますと、電力が足
りないで、この需給調整をしなけ
ればいかんということはわかりまう
が、或る産業には他の産業に比べて高
率の割当をし、且つ低料金で与えら
れるといふことは、電力の配当割当とい
うことは、電力の配当割当といふこ
とが交付金の性格を持つたやうな感じ
がするものであります。電力を供給す
ることによつて、産業を左右するとい
ふことが、果してそういう結果、不正
な方法によつて産業を統制するとい
うことがいのか悪いのかといふことに
非常に疑問を感じるのであります。又
硫安の問題に關連しても考へさせられ
るのでございませうが、二百何億とい
う金をかけて合理化を図る一方では、電
力を多量に供給するといふことにして

五十万トンほどの輸出を図るといふ事
柄をやるが、それだけの特別の扱いを
一般産業のほうにやれば、五十万トン硫
安を輸出したよりも外貨を獲得できる
線が生れるのではないかと、或いは
疑問が起つて来る点もあるものでござ
います。ですから、この電力の割当とい
うのが交付金の性格を帯びたものでは
ないかといふことが一つ。そういう意
味かどうかをお尋ねしたいのと、
それから又電力料金のことも、使用者
ごとに差異がある、産業の業種ごとに
違いがある、企業ごとに違ひ、又毎月
相当の違いがあるといふやうな電力の
料金のきめ方は、現在の経済組織の下に
おける価格の本質にもつておるのじ
やないか。又企業活動を非常に不安定
にし、公正な産業の競争を阻害する
といふことになりはしないかといふこと
がこの料金について考へさせられるの
でございませうが、こういうふうによつ
ておりますと、九分割された電力会社
の趣旨は、恐らく各個々に非常なる企
業力を發揮して各地方々々に電力を開
発して安い電力を供給するといふ目的
で分割されたものだらうと思ひます
が、こういう事柄によつて統制されま
うと、各電力会社の自主性というもの
が少くなつて、能率化への意欲が私は
失われることになりはせんか。又水利
権を取りましても、水利権を取るとい
うことは、早く開発して一般大衆に電
力を送るというのが目的なのでござい
ますから、

「委員長退席、理事海野三朗君着
席」
取つた権利の上に眠つて、開発しない
で権利としていつまでも保存するとい
ふやうなことが起つて来るといふこと

は、非常な企業に對する妨害になりま
すので、この割当制度とか、或いは賃
金価格のきめ方といふことについては
もう少し根本的な有効適切な方法を御
当局としては考へなければならぬの
じやないかといふ、こういう点を、御
説明を聞いておる間に感ずるのでござ
います。これに對して御当局の御批
判を願ひたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 只今の割当制
度の性格でございませうが、今の標準料
金の特別大口に對する割当といふこと
が交付金のようなことになつておると
いふ点は誠におつしやる通りでござ
いまして、我々もこれは本来の電力割当
、或いは電力の統制といふことから考へ
て、むしろ横向きにそれでおる結果に
なつておるといふことは非常に遺憾に
思つておるものであります。従ひまして
我々といひましてはできるだけこう
いふやうな制度を撤廃する方向に持つ
て行きたいと思つておりますが、現在
の制度におきましては、特別大口の場
合には標準料金を払ふ電力の割当を行
なつております。これはこの割当を行
ふ場合に各業種公平にやるといふ
ことでやつておりますが、一旦これが
配当されまうといふと、今度は業種別
に標準料金以外の追加料金、これは非
常に高くなるわけではございませうが、追
加料金を出してより少し電氣を使
つて生産を上げたほうがよろしい、
そういうやうな種類の事業と、又製品
のコストの關係から、例えば肥料の
ときはその最も典型的な例であります
が、標準料金以外に更に追加料金まで
食つて電氣を使うといふことは非常に
不利であるといふ、そういう業種と二
つあるものであります。それから又別な

面におきましてはいわゆる特殊電力、
特に不時に出ます水を利用します特殊
電力を十分になせる産業とそうでない
のがあります。特殊電力は安いわけ
であります。そういうふうな産業の業
種によつていろいろ生産のやり方が違
つて参りますので、従つて電氣の食
方も違つて来るわけでありまう。そ
うしますと、仮にこれは行政上の手
な点がありまして一〇〇%公正には参
りないかも知れませぬけれども、一応公
平に割当てられたけれども、今度は電
氣を實際に使用しますといふ面からし
ますと、業種によりましては追加料
金を払つて余計使用といふものと追加料
金を払つてやつては非常に不利である
といふ業種がありまして、平均した電
力料金といふものは當然違つて来るわ
けであります。従つてこれは同じ業者
の中でも企業別にやういふやうな
違いが出て来るわけでありまうので、
これは一応配当は公平にやります。ま
た實際使つておる電氣の平均の料金とい
うものが企業別に、或いは時期的に違
うといふ結果になることは、これは現在
の制度として止むを得ないわけであ
ります。併し、併し、併しといひま
うといふやうな標準料金制度、或いは割
当制度といふことがあつたために、それ
が結果において補助的な性格を持つ
面がありまうものであります。その割
当を取るために非常な各需用部門に大
きな負担があるわけでありまう。
この点は需用者も又電氣事業者も我
ども非常に面白くないことだと思つて
おります。で、できるだけこういふこ
とがないやうに早く撤廃したいのであ
ります。先ほど申しましたやうに、
今年度新らしく開発される電氣が約百

万キロございませう。そうしまして来年、再来年もやはり同程度のものが現在の開発計画によつて追加されるわけでありませうが、従つて一年々々需給関係が楽になるわけでありませう。で、完全に需給のバランスがとれるのは五カ年計画によりませうと、昭和三十三年度ということになりませうけれども、そこまで供給力が殖えないうちでも、来年ぐらゐには或る程度の需給関係の、需給の違ひというものがあつても相当緩和されたら、もうすでに制当制度というものは撤廃してもいいのじやないかというふうな気持ちを持つておきます。できるだけその方向に持つて行くように今研究いたしておりますが、これを撤廃いたしますということには、結局電気料金、現在あります標準料金と、それから追加料金というふうな、こういう二段制度の料金制度というものが全部一本化したしまして、すべて同じ料金にしてしまふ。で、これは一本化と申しましては電気の使ひ方等によつてこれは当然、現在大口と小口の差がございますように、いろいろ料金制度上多少の違ひは出て来ることはありますけれども、業種的に違ひとかいうようなことは成るべくないようには全部同じ料金で行けるようにしたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○白川一雄君 今承つたような形になることをまあ非常に熱望して、ただ今のうちに追加料金を払つても仕事をやるという企業体の実情ですが、非常に利益を擧げて、電気料金を払つても仕事を殖やしたいというのと、或る程度電気を殖やしてもらつてやらなければ仕事維持できないのだという、経営上の性格に違ひがあるということについて、当局も細かくいゝわゆる下情に通じて頂かないと困るのじやないかというところ、通産省の門をくぐることも知らない小さい企業家が電力不足のために非常に喘いでおるものもある。大口の人は政治力もあり海外力もありますので、役所等にもうまくお願いに行かざるを得ないものかも知れませうが、そういうものがない非常に小さい企業家がたゞさんあるのだというやうな点をお含みの上、電気の制当等ということについてもお考えおき願ひたいというところを附加えて、私のお尋ねを終わりたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 今の点でございますが、制当をやつておりますのは特定大口だけでありまして、小口のほうは一応標準料金分では電気の枠がございませう。これは機械的にまあ実績主義、簡単に申しますと実績主義をとつておりまして、過去の実績の範囲内は標準料金で行ける、それ以上使う場合には追加料金を取る、こういう制度になつておりますが、ただ例へば昨年度の実績、標準料金で使える分の二倍も使つたという場合には、残りの分を全部追加料金にいたしますと、非常にこれは電力料金が高くなりますので、小口につきましては結果において追加料金は全体の二割以上にならないというふうな仕組になつております。従つて制当は一応過去の実績でまあ行つておられますが、それ以上に幾らくわけでありませう、使つた分の二割だけを追加料金で払えばそれでよろしいという、いわゆる頭打ちの制度がございまして、この点に關しましては小口に關しては一本料金に一步近付いておるといふふうになつておることを御了承願ひたいと思ひます。

○藤田達君 答申されました内容についてそれ／＼三部会の説明を頂きまして、この中でガス事業部の關連する法案については相当事務的な御審議も進捗して近く成案を得られるやうな御説明がありました。ところで電気事業關連についてはまだそれほど捗つていないやうに聞いたわけですが、この電気事業關連についても來臨時国会といふことが予想されておりますが、これには御提案になる確実な見通しがあるかどうかという点と、それから内容についてですが、この答申は成るほど主要な部分とも言える若干部分については答申がなされておるのであつて、従来の電気事業法或いはその後の公益事業令、或いは現在の臨時措置法です、こゝういつた殆んど同一の内容を持つてゐるあの現行法といふものとかない特徴的に変わる可能性があるかどうか。いろいろこの答申の内容をそのまゝ尊重するかどうかについては從來しばしば審議會などの答申は尊重されないうで、私はこの内容はそのまゝいいは申上げておられませんけれども、かなり審議會の答申よりも變つた、場合によつては全く百八十度違つた内容の法案が政府によつて提案されるというものが從來の私は実績だと思ひます。従ひましてその提案されるであろう内容については余り詳しい説明がなかつたのでありますが、この答申並びに現行法を基礎にしておやになることは間違ひないと思ひますけれども、特にこの九分割の上に立つてどういうやうに変わるかという若し主要な從來と變つた点の予想があれば聞かせ願ひたい。

それから第三の点は、総括原則主義で行くといふことの関連もあるでしよう。当分の間水火力調整金の制度を残すといふことに答申を得ておりますが、これについて賛否なか／＼やかましい現状になりつつありますけれども、これは果して政府当局はどういうお考えで今度臨まれるかといふことを……、まだあるのですが、三つくらいずつ区切りましよう。

○説明員(中島征帆君) 電気關係の法律もこれは必ず舊の通常国会には提出できるつもりでおります。或いはこれは……法制局の審議でいつも相当手間を食ひますので、開会前頭に出したい意図は持つておりますけれども、或いは來年に入るかも知れませんが、或いは必ず通常国会には出すつもりでございます。それから提案されるその内容は、今度の場合には審議會の意見を全面的にそのまゝ法文化する建前をとつております。ただ技術的に或いはその後違つた別のほうからの關係の問題でその通り行ひ得ないといふものが細かい点では出て来るかも知れませんが、全体的には向うの案をそのまゝとりたと思つております。現在の公益事業令とそれから新らしくできる法律がどういふふうになるかといふ点は、これは細かな点は先ほど申しました点でいろいろ違つた点もございませうけれども、更に大きく方向が變つてゐるといふことは大体ないといふやうに御了解願つて結構であります。それから地域差調整の問題も、これは答申案でも当分存続するといふことになつておりますが、現在地域差調整をいたしまして、一番大きな開きは三倍くらい違つておる。これを全部撤廃するといふことは更に違ひを大きくするわけでありませうので、これ以上大きく抵げるといふことはちよつと無理ではないか、困難ではないかといふやうに常識的に一応考へられるわけでありませうが、逆に又この開きを更に少くするといふことにいたしますと、相當に又大きな金を動かさなければならぬわけでありませうが、そういうことをいたしますると、九分割の趣旨といふ点につきましても問題が出て参りまして、折角の自主性といふものがだん／＼薄れて来るという見地から、まあやはり我々としては現在通り、現状通りで行かざるを得ないのではないかといふことを考へます。將來どうなるかといふ点でございますが、御承知のやうに水力開発が非常に新らしいものがコストが高い。それから逆に火力につきましては、現在できておりますものは大体古い設備のものといふのが多く、最近外国等におきましては、非常に優秀なボイラー発電機等が出ておまして、能率が非常によろしい。そういうものを入れますといふと、火力の原価はむしろ下る。又一面におきまして石炭産業の合理化その他によつて炭価が下るといふことになりませうと、その方面からも火力発電のほうが安くなつて参ります。両方からどの程度まで行くかちよつと予想はできませんけれども、水力の発電力と火力の発電力の違ひが狭まりつつあるのではないかといふことが言えるのではないかと。そうしますと価格調整のほうもだんだん將來に対してはもう少し軽くするとか、或いは或る時期には全部撤廃してもいいといふことにかゝるかも知れませうけれども、まだその時期が来るのは当分先

かと思ひます。これもどのくらいの時期かといふと、これもはつきりはできませんが、数年間というものはやはりこのうゝものは置いたほうがいいのじやないかという氣持を持つております。

○藤田進君 答申の内容については殆んど尊重したいといふことのように思へども、公納金は撤廃すべきだといふことですが、この点は撤廃の措置を政府提案として次期国会に出されるかどうか、それから今通常国会と言われたが、臨時国会が当然急がれてゐるという段階ですから、これに間に合わないといふ意味で特に通常国会といふ意味でお答えになつておるかどうか、その点を明らかにしてもらいた。それから公納金に關連したような恰好ですが、電源開発促進法の適切な改正を行われることを望んでおるといふのがね。これは時間が余りないやうですから、主としてどういふ点なのかお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(中島征帆君) 公納金の点は答申にもございまして、我々としてはその答申をそのまま取りまして、その通り撤廃したいといふ考えでありまして、これはまあいいや、問題がございまして、やはり政府として大きくきめてもらなければならぬわけだと思つております。事務當局の原案としてはそういう方向で一応は参りますけれども、最終的に国会に出されるものはどうなるかといふことはちよつとまだはつきりいたしません。それから臨時国会が最近のお話では大分又延びるやうな噂も聞いておりますけれども、十月初めにあるといふ予定のときには、到底十月には間に合わない、仮に十一月或いは十一月末といふ

ことになりまして、あと通常国会もすぐつながつて参りますし、十一月までに……、少くとも電氣のほうはそれまでに仕上げるといふことはちよつとむずかしいのではないかと疑問を持つておりますが、従つてガスは場合によつては臨時国会に出せるといふことになるかも知れませんけれども、電氣につきましては先ず「通常国会或いは十一月になつてから」といふことになつてゐます。促進法との關係は、これはまだどういふ点を議題にするかといふことは十分研究いたしてあります。

○藤田進君 二十八年度の上、下、これは時間がかかるから次回にしましょう。大口の割当ですね、これは開発の百万キロドとか何とか増加しつゝあるの、これは従来の水増し或いは新規に、特に例へば電氣を新たに設置するとか、いろいろ問題があるやうですね。現地工場でもそれが電氣会社のはうでは通産省の問題だといつてそ

のまゝになり、結局手続その他プランクのままで困つてゐるというやうなことで、むしろ私どもは今の問合せに會つて困つてゐるやうな状態ですがね。この割当の大きな方針としてはどうですか。やはり水増しですか。それともそれ／＼申請に基いて、例へば工場によつて仮に電氣がなければならぬ、石炭からですね……といふやうな場合には、電氣に切替えるといふやうな場合には大量なやはり割当を要するわけですね。そういうものによつての方針はどうですか。これは運営の問題ですね。

○説明員(中島征帆君) 新しい需用に對しましては、これは一応はわかつております。場合には、その年間計画を立てるときに当然勘定に入れるわけでありまして、当然勘定に入らない分はこれは保留分から出すといふことになるわけでありまして、できるだけ大口の新規需用に付きましては、電氣事業者或いは通産省と、通産省の中でも公益事業局のほうと十分に打合せをして、無理な需用が急に起らないやうなことに今やつておりますけれども、どうして

も相當急に新しい需用が出て来るといふことがよくありますけれども、そういう場合には、電氣事業者も相當苦勞はするわけでありまして、當局としては保留分のありますけれども、保留分では十分の電氣を供給することはできないので逐次増やして行くといふこととてやつております。

○藤田進君 それでは最後に、ちよつと細かい問題ですが、かねていろいろ今度の資料の二十頁ですね、二十頁

の東北地区で二十七年実績単価と特約単価と最後にありますが、一番右の数字にありますが、この単価を見ると、先ほど海野委員の質問に對する説明に若干開連を持つて行くのですが、一番最後から五つくらいは附近で、日曹製鋼直江津、信越化学、日本ステンレス、これは直江津で私も昔から知つてゐるのです。同じ場所での単価が、例へば信越化学が一円三銭、一円四銭といふやうな恰好で違ふやう。これはお調べになつたらわかるかと思ひますが、なか／＼東北電力の扱い自身が現地扱いと、全然現地をバイパスしてゐる扱いとがあるのです。それで現地自身が非常に不審に思つてゐるのです。東北の附近は最近改められたかどうか。私は四月頃の事実ですがね。それで何か事情がありますかね。この単価關係だけを見ても……。

○説明員(中島征帆君) この単価は各社が違ひますのは、これは特殊と當時をどういふふうに使つかといふ關係で組合せが違つて参りますので違ふわけでありまして、この別表にありまして、うに、こゝういふやうな考え方です。それから単価は全部同じ統一した考え方では計算するといふわけですね。ただ関西の場合にも初めはそういう關係がございまして、東北につきましても特約を結ぶにつぎまして、電力会社が多少圧力をかけたとか何とかいふやうな話もちよつと前には聞きました。そういう点は、こちらでもその場合にその都度会社の方に忠告いたしてあります。最近では需用家のほうでも十分この制度を了解いたしまして、今ではそういうやうな感情、或いは変な扱い、わだかまりはないのであります。

○理事(海野三朗君) ちよつと皆様に話したいんですが、まだ御質問もあるかと思ひますが、電源開発の審議の後に總括質問を續けては如何かと思ひますが、如何でございましょうか。

○理事(海野三朗君) それでは本日はこれを以て散會いたします。午後四時十分散會

第二十一部 通産産業委員会(第十六回国會議録) 昭和二十八年九月十一日【参議院】

昭和二十八年十月十九日印刷

昭和二十八年十月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局